

平成19年第2回野洲市議会定例会会議録

招集年月日

平成19年6月12日

招集 場所

野洲市役所議場

応招 議員

1 番 三和 郁子	2 番 矢野 隆行
3 番 梶山 幾世	4 番 内田 聡史
5 番 奥村 治男	6 番 藤村 洋二
7 番 川口 東洋	8 番 西本 俊吉
9 番 本田 章紘	10 番 田中 良隆
11 番 藤下 茂昭	12 番 中島 一雄
13 番 田中 孝嗣	14 番 中田 幸子
15 番 小島 進	16 番 野並 享子
17 番 小菅 六雄	18 番 鈴木 市朗
19 番 原田 薫	20 番 田中栄太郎
21 番 林 克	22 番 荒川 泰宏
23 番 河野 司	24 番 秦 眞治

不応招議員

なし

出席 議員

応招議員に同じ

欠席 議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	山崎甚右衛門	副 市 長	川尻 良治
収 入 役	阪口 和夫	教 育 長	大堀 義治
監 査 委 員 長	米澤 博	政策推進部長	山中 清嗣
事 務 局 長		総 務 部 長	北口 守
政 策 推 進 部 次 長	高田 一巳	都 市 建 設 部 長	島村 平治
市 民 健 康 福 祉 部 長	田中 正二	教 育 部 長	南 喜代志
環 境 経 済 部 長	山田 和広	総 務 部 次 長	東郷 達雄
総 務 部 次 長	前田 健司	都 市 建 設 部 次 長	堤 文男
市 民 健 康 福 祉 部 次 長	新庄 敏雅	教 育 部 次 長	船橋 登志夫
環 境 経 済 部 次 長	竹内 睦夫		

教育部次長	常諾	眞教	広報秘書課長	富田	久和
総務課長	中島	宗七	企画財政課長	佐敷	政紀

出席した事務局職員の氏名

事務局長	山中	重樹	事務局次長	井狩	重則
書記	赤坂	悦男	書記	辻	昭典

議事日程

- 第 1 諸般の報告について
- 第 2 会議録署名議員の指名について
- 第 3 議第 5 2 号から議第 5 9 号まで並びに議第 6 5 号及び議第 6 7 号
(専決処分につき承認を求めることについて(野洲市税条例の一部を改正する条例)他 9 件)
質疑、討論、採決
- 第 4 議第 6 0 号から議第 6 4 号まで及び議第 6 6 号(野洲市税条例の一部を改正する条例他 5 件)
質疑、常任委員会付託
- 第 5 一般質問

開議 午前 9 時 0 0 分

議事の経過

(再開)

議長(田中栄太郎君) (午前 9 時 0 0 分) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は 2 4 名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第 1)

議長(田中栄太郎君) 日程第 1、諸般の報告を行います。

出席議員 2 4 名、全員であります。

次に、本日の議事日程はお手元に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元に配付いたしました文書のとおりでありますので、ご了承願います。

(日程第2)

議長(田中栄太郎君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、第17番、小菅六雄君、第18番、鈴木市朗君を指名いたします。

(日程第3)

議長(田中栄太郎君) 日程第3、議第52号から議第59号まで並びに議第65号及び議第67号(専決処分につき承認を求めることについて(野洲市税条例の一部を改正する条例)他9件)を一括議題といたします。

まず、議案に対する質疑を行います。

議案質疑通告書が提出されております。その順位はお手元に配付しました議案質疑一覧表のとおり発言を許します。

第1番、三和郁子君。

1番(三和郁子君) おはようございます。議第65号財産の取得についてお伺いいたします。

学校給食用食器及び配膳用物品購入費3,486万1,142円について。

1、品目別購入費内訳。食器で強化磁器製の3万6,200個、食器かごでステンレス製の1,260個、トレイかごステンレス製の100個、トレイでプラスチック製の3,000枚の各単価合計額について。

2、強化磁器製食器を選択した根拠。

3、現在使用中の物品の取り扱いについてお伺いいたします。

議長(田中栄太郎君) 教育長。

教育長(大堀義治君) おはようございます。三和議員の学校給食用食器及び配膳用物品購入費3,486万1,142円についての3点にわたりますご質問にお答えをいたします。

まず第1点目のご質問ですが、議案関係資料の23ページをお開き下さい。

品目別購入費の内訳でございますが、1、強化磁器食器、2、食器かご、3、トレイかご、4、トレイの順番に定価、落札後の単価を申し上げます。申し上げます単価には消費税を含みますと1円未満の端数が生じまして、細かくなり過ぎますので含んでおりません。

それでは、椀の1から申し上げます。定価1,190円、落札713円、椀2及び椀3は定価1,060円、落札635円、椀4及び椀5は定価990円、落札593円、皿1、定価1,580円、落札945円、皿2、定価1,360円、落札814円、皿3、定価1,330円、落札796円、皿4、定価1,090円、落札653円、皿5、定価810円、落札484円、皿6、定価810円、落札544円です。次に、食器かご1、定価6,800円、落札3,971円、かご2、定価7,000円、落札5,131円、かご3、定価7,000円、落札4,207円です。次に、トレイかごは定価7,000円、落札5,204円です。最後に、トレイは定価1,550円、落札985円です。

定価の合計は、消費税を含んで5,723万4,500円で、落札金額3,486万1,142円と比較しますと、落札率は60.91%です。

第2点目の強化磁器製食器を選択した根拠につきましては、学校の教職員代表、農業生産者、地域及び保護者代表者、中学校生徒代表、栄養士等合計17名で構成された中学校給食検討委員会で検討をいただいた結果をもとに判断したものです。その意見と申しますのは、1、重い、割れるというデメリットはあるが、割れるからこそ大切に扱う教育、指導をしようという観点、2、家庭で使っている茶碗や皿などの食器は陶磁器製であり、家庭で子どもたちが毎日使っているものと同じ素材のものを使ってもらいたいとの願い、3、楽しい温かみのある食事は食器からとの意見から、環境ホルモンの懸念が全くない材質として、強化磁器製を選択したものであります。

最後に、現在使用中の物品については、状態のよいものを万が一の災害時の炊き出し用として保管したいと考えています。その他は食器メーカーが無償で引き取り、リサイクル資材に活用いたします。このリサイクルについては、食器の一部更新の際に既に取り組んでいるものでございます。

あと、また詳しいことにつきましては担当の次長から申し上げます。

以上でございます。

議長（田中栄太郎君） 三和郁子君。

1番（三和郁子君） 今、財産の取得について教育長より答弁をいただきました。私はこの後一般質問に入りますが、この件について教育現場の環境について、各小学校、市内外を問わず施設方々勉強させていただく中で、学校訪問させていただきましたら、市内の教育現場の皆さんから、なぜ磁器食器なのかという疑問を感じておられることにまず驚きました。

そこで、食器の材質の選定にあたって、教育現場や給食センターの方の意見をどのように把握されたのか。そしてどのような意見が出たのかお伺いをいたします。今の答弁の中では、中学生代表とか中学校給食検討委員会の検討委員の17名で検討したということをお聞きしましたが、どのような意見が出たかということをもまず1点お伺いいたします。

そして、食器メーカーに問い合わせをしてみました。標準的な学校給食用の食器3セットの重量を確認し、比較してみました。セット当たりなのですが、議案に上がっております強力磁器製、これは518グラムです。そして、現在使用のPP、ポリプロピレンの樹脂製ですが、これは192グラムです。強力磁器製は樹脂製の約2倍から2.7倍の大層重たいものになっております。

そこで、メーカーの人にお尋ねしましたら、特に小学生の低学年では給食当番の人数が2倍はかかるだろうと。そして、先生のお世話の仕方も相当負担がかかってくるのではないかというようなことをおっしゃっておられます。さらに、給食センターの作業率も悪くなるのは避けられないとお話もお聞きいたしました。食器も食育を担う要素の一つであることは理解しておりますが、現場の大変さをどのように思われるのか、まず2点目お伺いいたします。

そして、調査では磁器製は樹脂製に比べて1.4倍から1.7倍の購入費用がかかります。野洲市の今の財政事情を考えますと、適正な選択であったのでしょうか。お伺いいたします。購入食器磁器の年間破損率をどの程度と見ておられますでしょうか。

そして最後、5点目をお伺いいたしますが、樹脂製食器の耐用年数と比較した経済性についてお伺いいたします。

以上、5点お伺いいたします。

議長（田中栄太郎君） 教育部次長。

教育部次長（船橋登志夫君） 三和議員の再質問にお答えをいたしたいと思っております。

中学校給食の検討委員会につきましては、専門部会、食育部会、地産地消部会というものも設けまして、全体会議等含めると全体で9回実施しております。

その中で、議員ご指摘のように重い、割れるというようなことの懸念も確かにございましたけれども、やはり今、食の安全という部分で、大切に使用してもらいたいという部分で陶磁器を選んだということでございます。

2点目の作業性なりのご質問でございますけれども、かなり自動化されました食洗機等を導入いたしました結果、考えておられるほどの心配がないものと考えております。

3点目の今の財政事情にかんがみて、非常にポリプロピレンあるいはメラミンより高いというご指摘でございますけれども、経済比較を単純にいたしますと確かにご指摘のとおりだと思いますけれども、やはりそれを上回る食の安全というもので考えたものでございます。

そして、破損率でございますけれども、約15%ぐらいは破損するのではないかと考えております。

耐用年数につきましては、もちろん扱いなりいろんなことで変わってこようかと思えますけれども、今の現給食センターにおきましても2年に1回程度は100枚なりあるいは200枚という単位で更新をしていっております。何せ初めて導入するものでございますので、具体的に野洲市で導入した場合いかほどの耐用年数かというのは承知いたしておりません。

以上でございます。

議長（田中栄太郎君） 三和郁子君。

1番（三和郁子君） 磁器食器はアルミナ配合をしたりふち回りを丈夫にして破損を低下させる工夫をしていること、これは周知しております。磁器ですから割れますよね。そういうところに、子どもが危ないと思うところに、今回子どもの意見が入っていないということ、いずれにしても割れものでありますから、先ほど言われましたが、中学生代表とかが入ってその委員会で9回実施したということですが、やはり子どもがこういう危ないものを使うところには、子どもがもっとこの意見の中に入れてもよかったのではないかなというふうに思います。誰が使うのか、誰のためにするのかという観点から、私は児童、そして生徒たちにも意見を述べる機会をつくってあげてもよかったのではないかとこのように思います。

学校にはクラス会、児童会、生徒会等があります。そこで議論して意見をまとめ、そして大人社会に意見を述べるという機会、いいチャンスだったと思います。この形が社会勉強、そして社会参画の実践として有意義な機会になるのではないかとこのように考えますが、いかがでしょうか。最後の質問です。

議長（田中栄太郎君） 教育部次長。

教育部次長（船橋登志夫君） 三和議員にお答えいたします。

子どもたちが意見を述べる機会ということで、確かにご指摘のように小学校児童には入っていただきませんでした。そもそも、この名称が合併をいたしまして全市に中学校給食

をという観点で、生徒の代表、中学校それぞれ1名ずつ出ていただいてご意見をいただきました。その中で、この議事録をすべて持っているわけではございませんので、中学生諸君がどのような意見を述べたのかというのは、残念ながらここに持っておりませんが、議員がご心配の小学校の低学年に重たいという部分につきましては、かごが結構細分化しております、ひとまとめにするわけではございませんので、重さについてはそれで負担軽減ができるのではないかと考えております。

今後、ご指摘のように子どもたちに関わる部分についての意見を吸い上げていくということにつきましては、給食に限らず取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

議長（田中栄太郎君） 以上で、通告による質疑は終結いたします。

これより議案質疑に対する関連質疑を許します。関連質疑はございますか。

（挙手する者あり）

議長（田中栄太郎君） 暫時休憩いたします。

（午前9時20分 休憩）

（午前9時30分 再開）

議長（田中栄太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

鈴木市朗君。

18番（鈴木市朗君） おはようございます。突然の質疑で後が込んでいるのに大変申しわけなく思っております。

ただいま議題となっております議第65号について、関連でお伺いしたいと思います。

いよいよ中学生諸君については待望の学校給食が2学期9月から始まるということで、私も大変喜んでいる一人でございます。かねがね私も議員になった当初から中学校給食を訴えてまいりましたのが、今実現しようとしております。これは市長もよくご存知だと思いますね。市長が助役のときからそういう要望を数多く私も出しておりました。

先般、私ども議会の方が給食センターへ見学に寄せていただきまして、非常に立派なセンターが完成間近ということで、私も胸を踊らせた一人でございます。

しかしながら、説明によると、食器洗浄機、それが今議題となっております強化磁器対応という形で既に食器洗浄機が設置されております。今、この食器について当初からわかっておるのになぜこの6月議会を出していかなければならないのか。こんなもの、当初設計からわかっておるのですよ。当然給食センターの建設費それぞれの部分で出していくの

が本来の趣旨ですね。私ども議員の方にもそういうことは一切報告がなかったですね。硬質磁器を使うということは。食器文明の時代ですから、食物は器で食べるということは食育教育にとって非常に大事なことでございますが、そういうことを忘れてしまって、議員たちに何も知らせないでやっていったという経緯、その辺が私は理解がいかないので質疑をしております。

以上です。

議長（田中栄太郎君） 教育部次長。

教育部次長（船橋登志夫君） 鈴木議員のご質問にお答えをしたいと思います。

陶磁器製の食器につきまして一度も説明をしていないとのご指摘でございますけれども、予算審議なりあるいは各種購入議決の議案等々でもご説明をした覚えがございます。陶磁器製食器を考えているということ、そして先ほど三和議員のご質問の中でも申しましたけれども、中学校給食検討委員会の中で食器の最終的なといいますか、意見をちょうだいいたしましたのは17年11月8日の食育部会というところでございます。18年度に建設費の予算をご提案申し上げる際、また議会で購入議決をちょうだいするときの委員会の中でも、食器は陶磁器製を考えていきたいということでございますので、よろしく願いいたします。

議長（田中栄太郎君） 鈴木市朗君。

18番（鈴木市朗君） ただいま次長の方から説明がありましたが、詳細についての説明はなかったですね。今、この65号の中でやはり当初の何で見ておかないとだめだと思うのですよ。今6月議会の中で財産の取得ということは、9月1日から給食が始まるのですよ。議決するまで時間がないから早く議決してくれということが出ているでしょう。当初に見ていたら、もっともっと考えられる余地があったと思うのですよ。違いますか。もっともっと幅広く、十何人の委員さんが寄ってさまざまな部分を検討されていたというのは、時間がなかったからそういうことになるのでしょうか。これを当初から出しておれば、もっともっと時間があって小学生、いろんな方たち、当然学校の現場の先生なんか入っておられないでしょう。各校から1名ということ聞いておりますが、それは次長がおっしゃった中学校に対する給食であるからということでおっしゃっていますけれども、これはそうではないと思うのですよ。ですから、時間がある限り、もっともっと議論を深めていかなければならないと。その辺についてはどういようにお考えなのですか。

議長（田中栄太郎君） 教育部次長。

教育部次長（船橋登志夫君） 鈴木議員の再度のご質問にお答えしたいと思います。

おっしゃるのは、18年度に工事請負予算と一緒にというふうなお考えだと思いますけれども、工事請負費につきましては、どのメーカーがどういう形でその同等品を受注するかということが決まりませんと、その食洗機に見合った食器の発注というものにつきまして、同時にしてしまうということはふさわしくない。といいますのは、一つは工事請負費、一つはこのように財産取得、備品購入でございます。そしてまた、財政事情から申しますと、18年度は国の安全安心なまちづくり交付金ということで、給食センターにつきましては国の補助金、合併特例債等々財政措置を受けております。

今回ご提案申し上げております財産の取得につきましては、合併特例交付金、要するに丸々のご褒美のようなお金で子どもたちのために資する事業ということで、財政事情も当然ございまして判断をいたしたものでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（田中栄太郎君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） ただいま次長が答えておりますけれども、この扱いにつきましてちょっと補足をさせていただきたいと思います。

もともと食器という部類は消耗品なのです。だから、消耗品でお茶碗を買うということは、この19年度の当初予算に見てあったと。ところが、余りにも物品が多うございまして、金額も高い。まして科目は備品購入費で見ているのですね。だから私はそこで判断したのです。やっぱりこれは議会の議決を求めよう。こういうことで認めて、本来教育委員会は消耗品で、消耗品物件で買おうとしていたのですね。その辺で今議論をいただいているのですが、消耗品ですと、予算をお認めいただければそれだけのものは執行できるわけなのですが、これだけの大きなもの、ましてや新しく給食センターを建築して初めての食器ですから、そういうことも議員の皆さんにご理解をいただこうという意味で、私は議会の議決を求めようということで提案をいたしておりますので、その辺も経過があったということだけご理解をいただいております。

以上です。

議長（田中栄太郎君） 鈴木市朗君。

18番（鈴木市朗君） 当然、市長が言われたようにこれは動産ではないですわね。消耗品です。そのことは私もよく知っています。でも、今三和議員の中で回答があった中で、20名に満たない方たちが9回の検討委員会を立ち上げてつくった。すぐさま議決しなければ間に合わないということですね、9月1日に。即決していかなければ。だから、そう

いう短期間の中で処理していくのがいいのか、悪いのか。私はそれを言うのですよ。もっともっと、これを19年度の当初から見たら、時間的なスペースは幾らでもあったのですよ。現場の先生、小学校の子どもさん、さまざまな部分を取り入れて、いろんな食文化、食器文化に対しての意識の高揚が図れると思うのですよ。

当然、回答者は私の言っていることが通じないのか、これで私の質問は終わるわけですから、だからその辺なのです。民意、民意と皆さんおっしゃっていますが、果たしてそれが民意なのか。最終目標はそれであっても、民意の意見というのはもっともっと反映させていかなければならないということを私は考えているのですよ、思っているのですよ。これだけのものをするのに、今次長がおっしゃったそれだけのメンバー構成で果たしていいのか、悪いのか。子どもたちの食育文化にどれだけ貢献できるのか。その辺をお聞きしたいと思います。

議長（田中栄太郎君） 教育部次長。

教育部次長（船橋登志夫君） 鈴木議員のご質問にお答えいたします。

食育文化にどのくらい貢献できるかというようなことにつきまして答えを持っているわけではございませんけれども、具体的に構成メンバーで中学生の生徒代表につきましては、中主中からは給食委員長の方に出させていただいて、野洲中には生徒会副会長、そして野洲北中学は生徒代表としか書いてありませんけれども、1名の男子に出させていただいております。ちなみに、構成委員は学校教職員の代表につきましては中学校の教頭さん3人、そして2号委員といたしましては農業生産者から米、にんじん、あるいは農協、そして行政代表ということで4名出させていただいております、地域及び保護者代表につきましては、中学校のそれぞれのPTAの役員さん5名ということ、そして栄養士、中学校の養護教諭ということで合計17名に議論をいただいたわけですが、食文化という観点というよりも、先ほど三和議員のご質問に対する答弁でお答えをいたしましたように、環境ホルモンへの懸念、あるいは温かみのある食事は……。（発言する者あり）

議長（田中栄太郎君） 暫時休憩します。

（午前9時41分 休憩）

（午前9時41分 再開）

議長（田中栄太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育部次長。

教育部次長（船橋登志夫君） 時間と申しますのは、最初に第1回目、17年1月8日

から最終は18年3月27日までかけておりますけれども、議員がおっしゃっているのは、この議案の提案のことかと思っておりますけれども、先ほどの答弁でも申しましたように、この食器の調達につきましては、合併交付金で19年度で全額を県の支援のお金で賄っていくということで、市財政に寄与するという判断をしておりますので、よろしく申し上げます。

議長（田中栄太郎君） これにて関連質疑は終結いたします。

お諮りいたします。

議第52号から議第59号まで、並びに議第65号及び議第67号については、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（田中栄太郎君） ご異議なしと認めます。よって、議第52号から議第59号まで、並びに議第65号及び議第67号については、委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております議第52号から議第59号まで、並びに議第65号及び議第67号の各議案については、通告による討論はございません。よって、討論を終結いたします。

次に、ただいま議題となっております議第52号から議第59号まで、並びに議第65号及び議第67号の各議案については、順次採決をいたします。

まず、議第52号について採決をいたします。

お諮りいたします。

議第52号専決処分につき承認を求めることについて（野洲市税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

議長（田中栄太郎君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第52号は原案のとおり承認されました。

次に、議第53号について採決をいたします。

お諮りいたします。

議第53号専決処分につき承認を求めることについて（野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

議長 (田中栄太郎君) ご着席願います。起立多数であります。よって、議第 5 3 号は原案のとおり承認されました。

次に、議第 5 4 号について採決をいたします。

お諮りいたします。

議第 5 4 号専決処分につき承認を求めることについて (平成 1 8 年度野洲市一般会計補正予算 (第 6 号)) は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長 (田中栄太郎君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第 5 4 号は原案のとおり承認されました。

次に、議第 5 5 号について採決をいたします。

お諮りいたします。

議第 5 5 号専決処分につき承認を求めることについて (平成 1 8 年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 4 号)) は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長 (田中栄太郎君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第 5 5 号は原案のとおり承認されました。

次に、議第 5 6 号について採決をいたします。

お諮りいたします。

議第 5 6 号専決処分につき承認を求めることについて (平成 1 8 年度野洲市老人保健事業特別会計補正予算 (第 3 号)) は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長 (田中栄太郎君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第 5 6 号は原案のとおり承認されました。

次に、議第 5 7 号について採決をいたします。

お諮りいたします。

議第 5 7 号専決処分につき承認を求めることについて (平成 1 8 年度野洲市下水道事業特別会計補正予算 (第 5 号)) は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めま

す。

(全員起立)

議長 (田中栄太郎君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第 5 7 号は原案のとおり承認されました。

次に、議第 5 8 号について採決をいたします。

お諮りいたします。

議第 5 8 号専決処分につき承認を求めることについて (指定管理者の名称等の変更について) は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長 (田中栄太郎君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第 5 8 号は原案のとおり承認されました。

次に、議第 5 9 号について採決をいたします。

お諮りいたします。

議第 5 9 号専決処分につき承認を求めることについて (訴えの提起について) は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長 (田中栄太郎君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第 5 9 号は原案のとおり承認されました。

次に、議第 6 5 号について採決をいたします。

お諮りいたします。

議第 6 5 号財産の取得について (学校給食用食器及び配膳用物品の購入について) は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長 (田中栄太郎君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第 6 5 号は原案のとおり可決されました。

次に、議第 6 7 号について採決をいたします。

お諮りいたします。

議第 6 7 号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて、戸田即善氏を適任とすることにご異議ございませんか。

(「 異議なし 」 の声あり)

議長（田中栄太郎君） ご異議なしと認めます。よって、議第67号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについては適任とすることに決定いたしました。

（日程第4）

議長（田中栄太郎君） 日程第4、議第60号から議第64号まで及び議第66号（野洲市税条例の一部を改正する条例他5件）を一括議題といたします。

まず、各議案に対する質疑を行います。

議案質疑通告書が提出されております。その順位はお手元の議案質疑一覧表のとおり発言を許します。

第10番、田中良隆君。

10番（田中良隆君） おはようございます。それでは、議第66号市町境界の決定に関する意見についての質問をさせていただきます。まずその前に関連もあるわけですが、おとといの日曜日にあやめ浜あるいはマイアミ浜で大勢の市民、市長はじめ副市長も含めて、議員も多数参加していましたが、ごみゼロ作戦ということでご苦労さんでございました。

見ていますと、あれも正味1時間半ほどですが、30分はセレモニー、30分作業して、残りの30分は移動時間と、そんなパターンで、もうちょっと効率よく何とかならないのかなと、そんな気がしましたので、また考えていただきたいと思います。

この議案の中身ですが、もちろんこれは恐らく議員も満場一致で賛成だと思いますが、野洲市のいわゆる領土が20平方キロふえて60平方キロになった、琵琶湖に境界線を引いてと、そんなことで実質800万円の交付税が見込まれるようになったと。聞いていますと、そのうちの半分は関係する14の市町村、全部で2億8,000万ほどありますが、1億4,000万余りでは県全体で基金をつくって環境対策に取り組むと、そんな考え方なのですが、自由に使える野洲市としての400万円、これについてはどうされるのか。私自身は、琵琶湖の野洲市の領土がふえたことによる交付税の増額ですから、琵琶湖の環境保全対策、あるいは琵琶湖の水をはぐくんでおります水源の涵養という観点から、里山の保全の対策だとか、いわゆる限定して使うべきではないかなと。市民の目から見える形で有効な環境対策に使用すべきだと思いますが、市長のお考えを聞きたいと思います。

例えば、先日も京都新聞の一面に市長の写真が載ってございましたけれども、NPOの家棟川の観光船の記事が出ていました。あれの乗り場もないし、あるいはたちまちトイレだとかそういうのありませんので、それも一つですが、そういう格好でとりあえずごちゃ

ごちゃとしないで、目に見える形でこれは今後環境に使っていただきたい、そんな思いから市長のお考えをお聞きしたいと思います。

以上です。

議長（田中栄太郎君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 改めましておはようございます。ご苦労さんでございます。

ただいま琵琶湖の境界設定に係る交付税の増額試算額についての質問でございますが、このことは滋賀県全土の6分の1を占める琵琶湖が所属未定地ということで、どこの領土でもなかった。これは県、我々市町村といたしましても、50年来前から何とかしようということで取り組んでおったのですが、今ようやく県あるいは国のご理解、努力によりまして、こういうふうに面積が、言うならば案分されたと、こういうことでございまして、非常に喜ばしいことでございます。

そこで、私どもは国に向かっていろんな提言なり意見を申し上げてきました。絶対にこれは滋賀県民の生活費には使わないと、琵琶湖の水質保全に使うから何とかしてこれは領土に入れてほしいと、こういう基本的な考え方を持って要望してまいりました。

そこで、おっしゃるように670平方キロの琵琶湖がそれぞれ14の市町に面積割をされたということでございまして、当市では20平方キロメートル、ちょうど境界から90度に向かって線を出てこう、どうやらルールが、この図面をお持ちですな。ちょっと八幡の方に寄っているのですよ。そんなことは別にしまして、これだけの面積をお認めいただくことができた。草津市、守山市よりも多くこのように認めていただいたということは非常に喜んでおります。

そこで、今まで県に対しましては、それぞれの市町村の交付税に入るものですから、これは県が琵琶湖のために使うためにもらえるのだから、県へ上納しようということを申し上げておりました。そこで、通行料を少なくとも2割か3割はもらわないといけないなど、冗談気味に言っておったのですが、幸い50%を残して、50%権限があると。こういう仕組みになりました。それもおっしゃるとおり県一般会計に入りませんね。市町村振興協会へ入って、基金をつかって琵琶湖の水質保全のために使おうと、こういうことになってございますので、おっしゃるとおり、我々もいただきます400万円につきましては、これは絶えず申し上げておりますとおり、金には色は付いてございませんが、それぞれの金には、公金には性格があると、この400万にも性格がございまして、やっぱりおっしゃるように琵琶湖沿岸におけるところの環境の問題、あるいは水源の涵養で里山の問題、

また言うならば河川の問題、いろいろとあるわけなのですが、そういう方向で使っていきたいと、こういうふうに考えておりますので、ご理解をいただいております。

以上でございます。

議長（田中栄太郎君） 田中良隆君。

10番（田中良隆君） ありがとうございます。この件につきましても、県議会の地元の吉田清一さんも、十年余り前からやかましく言ってやっとできたということで、今の議会にも質問が何かで上がっているみたいですが、とりあえず目に見える形で、この金は、この経費は琵琶湖の領土がふえたからの金を使っていますよとか、そういうのをPRするようにして、もっと市民の皆さんに意識づけをしてもらえるような、そんな方法でお使いをいただきたいと思います。

以上です。

議長（田中栄太郎君） 以上で、通告による質疑は終結いたします。

これより議案質疑に対する関連質疑を許します。関連質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

議長（田中栄太郎君） ないようですので、これにて関連質疑は終結いたします。

ただいま議題となっております議第60号から議第64号まで及び議第66号については、会議規則第39条第1項の規定により議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたします。

（日程第5）

議長（田中栄太郎君） 日程第5、これより一般質問を行います。

一般質問通告書が提出されております。順次質問を許します。その順位は一般質問一覧表のとおりです。質問にあっては簡単明瞭にされるよう希望します。

それでは、通告第1号、第1番、三和郁子君。

1番（三和郁子君） 教育現場の環境について、まず1点お伺いいたします。

日本の学力低下が顕著になってきたとの判断から、政府はゆとり教育の見直しをはじめ、教育再生をいかに図るかの方策を教育再生会議に求めています。6月1日、同会議から第2次報告が提出されました。また、教育関連3法の改正案が衆議院特別委で5月17日可決され、成立が確実となりました。これらについて所見を伺うと同時に、市の全体的な教育現場に関してお伺いいたします。

まず、第2次報告の提言の一部について、現状分析も踏まえた所見を伺います。

第1点、ゆとり教育見直しの具体策に関して、

1、提言1について。内容については時間の都合がございますので省略いたします。

2、提言2のうち、国は各教科の到達目標を示し、学校はその到達目標を基準にして客観的に絶対評価を行うについて。

3、提言3について。

4、提言4のうち、学校が抱える課題に機動的に対処する学校問題解決支援チームを教育委員会に設けるについて。

5、提言5のうち、学級編制基準の弾力化や習熟度別指導の拡充について。

第2点、心と体、調和のとれた人間形成に関し、提言1について。

第3点、次に教育関連3法の改正案のうち、学校教育法改正案では校長を補佐するが教育には関わらない副校長、授業も担当し校務を補佐する主幹、教諭のリーダー格となる指導教諭の3つの職を学校に置くことができるとなっています。全国的には、先行的に導入している教育委員会では重責に見合う処遇をどうするのかなど、課題が浮上していると聞いております。校長、教頭を除く教諭に職制上上下下関係がなかった現在のシステムから、教員組織の役割分担や指示系統がはっきりし、運営が効率化すると政府が期待するシステムへと大きな変化が生じます。市としてどのように受けとめるのか、所見を伺います。

第4点、次に野洲市の教育現場に関して伺います。

1、教員と生徒の向き合う時間がますます少なくなっていると言われますが、現況を伺います。

2、教育関係全体の予算と教員の増加を望む現場の声が多いと認識しますが、その対応と課題について所見を伺います。

3、学校・園施設の修繕、整備が必要な状況が多くあると認識します。現状把握と今後の方針を伺います。

4、教育現場に限定しない中で、公的施設と喫煙に対する市の考えを伺います。

2件目をお伺いします。指定管理者制度について。

公の施設管理に指定管理者制度を導入した地方自治法の一部を改正する法律が、平成15年6月に公布、同年9月に施行され、公の施設にも従来の管理委託制度にかわって指定管理者制度が適用されることになりました。

この制度の目的は、多様化する住民ニーズにより、効果的かつ効率的に対応するため、公の施設管理に民間の能力、ノウハウを活用することであり、そのメリットは従来の管理

委託制度では不可能であった施設の使用許可などが可能となり、効率化が図れる。また、民間ノウハウによる質の高い住民サービスの供給が可能となる。そして、経費の削減が図れるというものです。

野洲市においても、既に18年度よりその制度適用による施設管理がスタートし、19年度での制度適用現状は、非公募50施設、公募3施設、合計53施設と認識しております。以上にかんがみ伺います。

第1点、53施設の適用進捗状況は。

第2点、市は制度適用施設以外に現状200施設弱の施設を保有していますが、その施設への適用所見は。

第3点、移管過程の課題及び移管後の効果、課題は。

第4点、当該制度に対する将来的な運用所見は。

最後に3件目、財政健全化実施計画について伺います。

平成18年5月付の中期財政見通しによれば、平成21年度には25億円の累積赤字に達し、財政再建団体に転落すると見通されています。市民の生命、財産を守る責務を第一とする行政は、このゆゆしき事態を打開するため、合理的な行政運営への改革及び硬直化した財政構造の改善を断行し、財政再建団体転落を回避し、恒久的な黒字体質に導く健全化の道筋である財政健全化実施計画を可及的速やかに市民の皆様を示す責務があります。進捗をお伺いいたします。

議長（田中栄太郎君） 教育長。

教育長（大堀義治君） 三和議員のご質問にお答えをいたします。

教育再生会議の報告は、今後中央教育審議会に諮られまして、学習指導要領の改定や関係法令の改正によって、文部科学省の政策として実施されることとなります。現段階において、野洲市教育委員会としての見解を明確にすることは大変難しいと考えるので、現状との関連で申し上げます。

第1点目のゆとり教育見直し具体策の提言1に関しましては、小中学校では1時間目の前に朝学習の時間を設けておりますので、それを授業時数にカウントすることは可能であると考えます。

提言2につきましては、現在も絶対評価をしておりますが、到達目標がより明確になれば、よりわかりやすい評価ができると思われれます。

提言3につきましては、県総合教育センターや市の教育研究所の研修講座への積極的な

参加を勧めております。さらには、県教育委員会の新しい人事評価制度の試行を通して、教員の資質向上に生かしていきます。

提言4、学校問題解決支援チームは、学校にとりましては大きな支援になると思いますが、現時点では教育委員会の人的配置の中で努力をしています。

提言5につきましては、滋賀県では小学校3年生までと中学校1年生が35人学級になっており、さらにその拡大を要望しているところでございます。また、少人数授業加配の教員も配置されておりますので、一部では習熟度別指導にも取り組んでおります。

第2点目の提言1の規範意識につきましては、現在も道德の時間をきちんと確保し、指導に努めておりますが、家庭の価値観の多様化や大人社会の影響もあって、すべての子どもが規範意識を身に付けているとはなかなか言い切れない状況でございます。徳育という教科が示されましたが、実際の指導の場において、現行の道德とどう違うのかがまだ明確になっておりません。

第3点目の学校教育法改正案にあります副校長、主幹、指導教諭の3つの役職についてですが、学校の規模や学校のある地域の実情によってもその必要度は異なると思われませんが、本市の小中学校規模であれば、教頭以外に副校長や主幹を置く必要はないように思われます。学校では1つの課題を解決するためには、すべての教員がすべての子どもに同じ考えで同じスタンスで指導していかなければならないことでありますから、中間管理職的な役職を介さずに、校長から直接に指示する方が徹底するのではないかと考えられます。

また、新たな役職をつくらなくても、現行の教務主任、教務を増員することや、学級を担当しない学年主任を配置することによって効果があると考えます。

第4点目の1、教員と生徒の向き合う時間がますます少なくなっていることについてですが、現実に子どもと接する時間が減っているというよりも、個別に関わらなければならない子どもがふえていることが背景にあると思われれます。

2つ目の学校現場に教育関係全体の予算と教員の増加を望む声があることは承知しておりますが、限られた予算ですので、学校の要望を聞きながら適正な配分に努めているところでございます。また、中学校にはオアシス相談員を、小学校には少人数授業担当と特別支援担当の指導員を市費で配置しております。

3つ目の学校・園施設の修繕、整備につきましては、施設の状況に応じ対応をしています。現状把握については、各学校・園の担当者から児童・生徒が安全な生活が送れるよう修繕を要する箇所や危険な箇所の把握に努め、緊急度が高いものから修繕してまいりたい

と考えています。

4つ目の公的施設と喫煙についてですが、健康増進法第25条の規定に基づき、受動喫煙を防止するために必要な措置として、施設の状況に応じて全館禁煙もしくは分煙を実施しております。

以上でございます。

議長（田中栄太郎君） 総務部長。

総務部長（北口 守君） 三和議員の指定管理者制度についてのご質問にお答えいたします。

第1点目の53施設の適用進捗状況でございますが、野洲市文化スポーツ振興事業団を例にとりますと、指定管理料で平成17年度決算額と平成18年度予算額とを比較いたしますと、24.8%の減となっております。これは、経費削減策として各施設に共通する管理委託業務の一括入札や、職員自らができる業務等は内部で点検するなどした結果でございます。また、人件費につきましても、各施設の職員相互に繁忙期等を見極めながら、全体で効率的な応援等を実施した結果、極力抑えることができました。住民サービスの充実に関しましては、まず文化面では今日まで培ってきたノウハウを生かしつつ、住民のニーズの把握に努め、入場者数の増加を図り、収支バランスに配慮する取り組みを実施いたしました。また、スポーツ面では、施設の使用状況に配慮しつつ、住民ニーズの高い教室の増設等の取り組みを推進いたしました。今後も住民ニーズや実情を的確に把握し、市民にとって魅力ある施設管理に努めつつ、より一層の経費削減に取り組むよう指導していきたいと考えております。

第2点目につきましては、現在非公募の施設で民間事業所等が既に事業展開し、民間のノウハウ等の導入により市民のニーズの効率的かつ効果的な実現が期待できる施設につきましては、平成22年度から公募に変更する計画でございます。現在直営で管理及び運営をしている施設で、指定管理者制度を導入することにより効率的かつ効果的な管理運営が可能な施設につきましては、順次指定管理者制度の導入を進めていきたいと考えております。しかし、現状で市民との協働により施設管理をお願いしている地域に密着した公園、児童遊園等につきましては、今後導入の可否を検討してまいりたいと思っております。

第3点目の移管過程の課題につきましては、導入に伴いサービス水準の低下や住民の公平な利益の確保をどう図るのか、さらには利用者に係る個人情報などを適正に管理することなどが考えられますが、指定管理者からの事業報告書の提出や経理の状況等に関する報告、

実地の調査などの措置を効果的に運用することで、適正な管理運用が確保できるものと考えております。移管後の効果、課題につきましては、市民サービスの向上という点では、申請手続の簡素化や自主事業の拡大などの効果が見られますし、経済面でも指定管理料が対前年度比で減額になるなど、一定の効果が出ているものと考えております。

第4点目の将来的な運用所見につきましては、多様化する行政需要のもとで、民間能力の積極的な活用や市民等との協働により公共サービスを提供するため、指定管理者制度の活用拡大を図っていきたいと考えております。

次に、財政健全化実施計画についてのご質問にお答えをいたします。

財政健全化計画を反映した実施計画と財政シミュレーションの関係についてご質問をいただいておりますが、3月の第1回定例会での三和議員のご質問に対し、私の方から何とか4月末には配付させていただけるのではないかと考えておりますと答弁をさせていただきました。その後、担当の方で一旦財政シミュレーション等の策定を行ったところでございますが、平成22年度までの計画期間中の健全化という観点では収支状況に不十分な点が見受けられましたことから、再度平成18年度決算とこれをベースとした平成19年度の今後の財政見通し、さらには実施項目の再点検等を行っているところでございます。皆様への提示が遅くなっていることに対しましては、おわびを申し上げたいと思います。可及的速やかに市民に示す責務があることをご指摘でございますが、7月に調います平成18年度決算の分析結果を見極めながら策定作業を急ぐよう、先ごろ指示をいたしたところでございますので、ご理解をお願い申し上げます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（田中栄太郎君） 三和郁子君。

1番（三和郁子君） 今、教育現場について通告した件の中に、中教審から文科省の一連の手続を通して政策として実施されるわけですが、今後他の提言も含み経過を見守っていきたいと思います。

そこで、まず学校教育法改正案に関してお尋ねいたしますけれども、学校独自の工夫を盛り込み、子どもたちの総合的教育レベルを高めることが求められるわけですが、このことは教職の皆様の質にかかっています。在籍教員の資質向上はもちろんですが、手を尽くして優秀な人材を新たに確保することも最重要課題と認識しますが、所見をまず1点お伺いいたします。

学校・園施設の整備に関して伺いますが、ただいま答弁がありました緊急度の高いとこ

るはどこですか。北野小学校の体育館の屋根なのですが、分庁舎の方から新庁舎へ向かうところではっきりと目視できると思うのですが、腐食が相当ひどいように思われます。整備についての所見を伺います。そして、いろいろな小学校のブランコあるいは遊具等の老朽化が認められますが、中には使用禁止している遊具もありました。事故は思わぬ形で起きるものです。先生方にお尋ねいたしましたら、先生方は遊具の点検は先生が週1回目視でしているということです。先日、新聞で遊具についての事故が出ておりました。これは支柱には腐食は確認できます、長年の金属疲労が原因と見られた中で遊具が倒れて児童がけがをしたということが新聞に出ておりました。先生の目視だけの点検では非常に危険ではないかと思えます。

先日、滋賀県の公立小中学校で64棟が倒壊、崩壊の危険性があると報道されました。IS値が0.3未満、そして0.6未満に市内で該当する校舎や体育館の有無と学校名を伺います。これにつきましては、先日野洲市の全棟数52棟耐震診断実施率90.9%、そして耐震化率50%と調査結果が報道されておりました。5棟ほどが耐震診断がまだかと思えますが、診断計画を再度お伺いいたします。

次に、喫煙に関してですが、ただいまの答弁には運営を実施しているという答弁でございましたけれども、教員の方の喫煙場所は、私が伺っている限りでは天候に関係なく学校の敷地外でしか喫煙できない現状もあり、これは一考する余地があるように思います。私も敷地外で、側溝のところですが、喫煙されておられる先生の姿を数人見受けました。これは、人格を否定されているようで何ともお気の毒な姿で、私は同情してしまいました。この観点から、分煙による自然な喫煙環境を確保する配慮があってもよいのではないのでしょうか。この本庁舎3階にもちゃんとした喫煙場所がありますし、分庁舎の方には通路のところしかありませんね。また、この喫煙に関してはいろいろな意見がございましょうが、やはり学校の先生方の喫煙と申しますと、生徒への影響があるということがすぐ話の中に出てきますが、たばこを吸うことによって落ちついた気分で教育現場に立てるのも事実かと思えます。教育長、いかがでしょうか。たばこ税に関しましては、19年度予算収入に2億7,800万円という税金の予算を見ております。これはやはり喫煙法が出ておりますが、一考願えればと思えますが、教育長の所見をお伺いしたいと思えます。

指定管理者制度ですが、これの進捗状況を今お尋ねしましたが、もう少し検証させていただきます。18年度スタート時は、公募による指定管理施設は野洲市では5.7%と極めて低い数値となっておりますが、これからお聞きする条例については、持ち時間があと

15分しかありませんので、条文は省略いたします。平成17年条例第18号第3条2項に照らして管理方式の選定基準をどのように解釈すればよいのか。その見解をまず伺います。

そして、財政健全化計画の歳出削減の第2項に、外部委託、民営化等の推進による期間内削減目標額1億円が設定されていますが、その削減取り組み4項目の中に、公の施設の指定管理者制度の活用推進があります。目標額1億円に対して、指定管理者制度の活用推進によりどの程度の削減額を目標にしているのかお伺いいたします。

3点目ですけれども、18年度から指定管理者制度に移行しているわけですが、18年度の実績ベースでの予測削減額及び19年度の削減目標額をお伺いいたします。

次に、政府は官民の癒着弊害を排除すべく、天下りに係る改革が叫ばれています。皆様も興味深く見守っておられると思います。市の指定管理者適用施設についても、天下りあっせん先になりはしないか、または行政との癒着構造の温床になりはしないかといった懸念を市民の皆さんは思っておられます。地方自治法の一部を改正する法律で、これも条文を省略いたしますが、平成15年法律第81号平成15年9月2日施行、公の施設の設置、管理及び廃止第244条の2の3項及び野洲市の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第18号第3条第3項に照らして、野洲市公益法人等への職員派遣に関する条例第42号第2条の整合性について、見解を伺います。

そして、5点目ですが、50非公募、3公募、施設へ元市職が勤務している人数を施設ごとにお伺いいたします。

次に、財政健全化計画ですが、3月議会でも質問いたしましたけれども、これは12月議会でも私の質問に対して実施計画書は年度ごとの実施内容や目標額を記載することはもとより、四半期ごとの実施内容や部長が進捗状況の評価を行う進捗状況管理を兼ねたシートになっており、今後PDCAサイクルによるマネジメントをしますと約束されました。財政危機回避のために、日々その対処を考えなければならないはずですし、間もなく20年度の予算編成を考えなければならない時期です。ただいまの答弁には7月に出る18年度決算の分析を見ながら策定を急ぐよう指示されたということですが、納期のない指示は指示でないと思います。策定、そして提示納期をお伺いいたします。

議長（田中栄太郎君） 暫時休憩いたします。

（午前10時32分 休憩）

（午前10時50分 再開）

議長（田中栄太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育長。

教育長（大堀義治君） 三和議員の再質問にお答えいたします。私の方からは喫煙に關しまして、後は部長、次長の方からお答えいたします。まず、喫煙に關しましての私の思いですけれども、これは百害あって一利なしの諺がございますけれども、それに限りなく近いというふうに思っております。特にですね、学校の中で喫煙するということにつきましては、周りには子どもたちがおります。いわゆる受動喫煙の観点からこれはやはり学校では吸ってはいけないだろうというふうに思います。

それから、喫煙をする教員は確かにおりますけれども、喫煙を校地外でしてということでは人格の否定ではないか。こういうような話がありましたけれども、受動喫煙をされるその子どもたち、あるいはほかの人たちのことを考えますと、これは受動喫煙こそ、これは人格の否定になるということで、やはりこれは学校の中では認めるわけにはいかない。

学校の禁煙につきましてはですね、半年前から予告をしまして、準備をするように、こういうようなことですね、中にはたばこをやめた教職員もおると聞いております。今ではですね、市民の皆さん方にも啓発が徐々に浸透いたしまして、体育館なりあるいは運動場でいろんな行事をしていただきます。地域の方がね。そこで主催者がですね、学校の中ではたばこは吸えませんから所定の場所で、いわゆる校門外で喫煙をというようなことも呼びかけてもっております。スムーズにっておりますので、これは分煙に戻すということは今現在は考えておりません。以上、お答えいたします。

議長（田中栄太郎君） 教育部長。

教育部長（南喜代志君） ただいまの三和議員からの質問にお答えをいたします。

修繕関係のうちで緊急度の高い箇所、学校はどこかというようなご質問が1つ目にごさいましたが、それぞれ教育委員会の教育総務課あるいは学校の現場の方から資料を出していただきまして、その緊急度の高いもの順に整理をした上で順次予算措置をしていくというような形をとっておりますが、全小学校に共通して言えますのは、消防設備修繕ということで、消防用設備点検結果に基づきまして所要の設備の修繕を行います。これは消防法に基づくものでございますので、緊急度あるいは重要性が高いと考えております。

続いて、重要性、緊急度の高いのは全小学校に言えることですが、プールろ過器の修繕でございます。これもプール設備点検結果に基づきまして設備の修繕を行います。

以下続くわけでございますが、ちなみに北野小学校の体育館の屋根の件につきましても、

これは認識をいたしております。工事請負費としていづれ計上していかないといけないと、このようなことも考えておりますが、当面19年度、本年度の予算につきましては篠原小学校のグランド側、そして道路側の鉄骨の非常階段の修理というものが緊急度が高く、塗り直しではきかないということで、工事請負費で今年度予算措置をさせていただいております。なお、北野小学校の体育館の屋根の修繕につきましては、順位で申し上げますと4番目ぐらいということで、こちらの方も認識をいたしております。

それと、さらに小学校のブランコ等遊具の点検その他修繕につきましての件でございますが、これは18年度、昨年度に業者に委託いたしまして、遊具の点検調査を実施いたしております。その点検の結果に基づきまして、本年度これらの遊具の修繕をしていくということになってございます。たまたまではございますが、今日午前中、朝からその入札の執行をしたところでございます。

さらに、IS値のわかっている市内の対象の学校名をというようなご質問でございますが、耐震診断その他がきちとなされませんとIS値そのものも正確に出てきませんが、今未補強の学校施設のうち、IS値がわかっておりますのは野洲中学校の校舎でございます。さらに、本市の市内で耐震化率50%、本市内では5棟が診断がまだと、これはどこかというようなご質問でございますが、これにつきましては優先度調査の結果でご報告を申し上げました三上小学校、篠原小学校、そして野洲小学校、こうした学校で5棟ございます。

以上でございます。

議長（田中栄太郎君） 教育部次長。

教育部次長（常諾眞教君） 優秀な教員の確保につきましてお答えさせていただきます。

優秀な教員を確保したいのは教育委員会も同じように思っておりますが、ご承知のように小中学校の教員は県費教職員で、滋賀県全体で異動対象になっておりますので、県の方に要望はしておりますけれども、優秀な教員ばかりを野洲市へ集めていただくということはなかなか難しい状況になっております。

また、近年新規採用がふえておりまして、若い経験のない教員、講師という形で、それも経験のない教員もふえております。新規採用の教員につきましては、きちとした制度で初任者研修を行っておりますが、講師につきましてはそれぞれの学校で教務なりがマン・ツー・マンで付いて授業参観したり指導したりするような形をとりまして、一人前の教員に育てていけるようにそれぞれの学校で努力しておりますので、ご理解いただきたい

と思います。

以上です。

議長（田中栄太郎君） 総務部長。

総務部長（北口 守君） 三和議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず指定管理の関係です。条例の第3条2項の関係、公募の関係でお尋ねがありました。

今後の予定でございますが、原則公募ということでございますので、今後平成22年度を目処に公募に変更していきたいと考えておりますが、この施設につきましては10施設ございます。野洲川河川公園、公民館、文化ホール小劇場、体育館、プール、市民グラウンド等でございます。これらを予定いたしております。

それから、指定管理の実績関係でお尋ねがございました。18年度実績につきましてはおよそ3,000万、数字上は100万程度の減額となっておりますが、これは18年度も学童保育の関係、対象児童数がふえまして、その予算がふえておりますので、これを除きますと約3,000万円の削減ということでございます。

それから、平成19年度予測につきましても約3,000万円ということで、これにつきましても、学童保育所2カ所増額、それからコミュニティセンターが2カ所ふえまして、なかよし交流館も新たに入っていると。これらを差し引きいたしますと既存施設、17年度と同じような施設でいきますと、およそ3,000万の削減になったのではないかなというふうに考えております。

それから、公益法人への派遣の関係で整合性がとれているのかということでございますが、公益法人への派遣につきましては、正規職員について規定を定めたものでございますので、他の職員には適用されませんので、整合性はとれているというふうに考えております。

それから、指定管理の関係、53施設の元市職の人数はということでございますが、文化スポーツ振興事業団に5名、シルバーワークプラザに2人、施設ではございませんが、社会福祉協議会へ2人、計9名でございます。

あと、財政健全化につきましては、次長の方からお答えさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

議長（田中栄太郎君） 次長。

総務部次長（東郷達雄君） 財政健全化の関係で2点ご質問があったと思います。

まず1点目でございますけれども、健全化計画の外部委託、民営化等の推進で、数値目標1億円を考えていると、その内容はということですが、指定管理者制度に基づく数値目標は実は設定をいたしておりません。指定管理者制度は契約時点でないと数値が把握できませんので、計上はいたしておりません。したがって、民営化等の推進に係る目標値として1億円を計上いたしております。

もう一点、実行プログラムとか財政見通しの関係で納期でございますけれども、8月中を目途に皆様方にお示しをさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（田中栄太郎君） 暫時休憩します。

（午前11時01分 休憩）

（午前11時03分 再開）

議長（田中栄太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部長。

総務部長（北口 守君） 失礼いたしました。管理方式の見解ということでございます。

今、第3条2項の関係につきましては、原則公募ということで、予定を先に申し上げてしまいましたが、特別の事情があると認める場合を除き原則公募とするものとするというふうになってございます。特別の事情というものにつきましては、施設の設置経緯、管理利用実態等に関して固有の事情があり、引き続き指定管理者として選定することが必要な場合には非公募により対応したものであるということでございますので、これについて53施設のうち50施設はこの特別の事情を判断いたしまして、現在50施設は非公募で指定管理に移行したわけでございます。

ただ、この中から先ほど申し上げました10の施設につきましては、平成22年度を目処に公募していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

以上です。

議長（田中栄太郎君） 総務部次長。

総務部次長（東郷達雄君） 先ほど私の答弁の中で、実行プログラム、財政見通しの最終の皆様方にお示しする時期を8月中を目途と申し上げたのですが、次の定例議会、9月の辺を視野に入れながら策定をさせていただきたいということで訂正させていただきたいと思います。

議長（田中栄太郎君） 三和郁子君。

1番（三和郁子君） 教育現場の方からなのですが、学校の喫煙に関しては教育長、校庭外の受動喫煙こそ人格否定と思うというような答弁をされましたけれども、この世の中にはそういう状況はたくさんありますよね。先生方が子どもたちが部活あるいは休憩の時間等について、校門外でたばこを吸っている状況、これはどういうふうに感じられますか。隠れて吸うというそういう意味ではないのですよ。やはり今、たばこ税が入っているからには、学校は生徒を扱っているからという、その特別だけの目線でなくて、ならば他の公共施設はどうなのかというふうに考えてしまいます。やはり、たばこを吸う人の意思は同じだと思うのですね。そこを私はお伺いしたかったのです。

それと、遊具等については今修繕をしていくということでお聞きしましたので、安心いたしました。ただ、北野小学校の体育館の屋根、これは本当に見てもらったらわかるのですが、老朽化がひどいです。さびています。もし今地震なんかが起きたら、避難場所となっておりますよね。お金がかかるのはわかります。これは財政健全化計画の方でまた質問したいと思いますが、やはり子どもたちがまず逃げるのは運動場か体育館、体育館にいた場合、今雨漏りしてもおかしくない状況、こういう状況の中で、優先順位4番目ということはかなり先になりますね。こういう財政の中で、学校現場がどういうふうになっているかということ、財政の方たちもしっかり横のつながりを持っていただきたいと思います。

それともう一つ、中主小学校のパソコンの整備に関してですけれども、市内小中学校で中主小学校だけがパソコン整備がまだできていないのですね。この10月で合併して3年になります。私は子どもたちのことを本当に思うならば、この6月議会でパソコン整備の補正予算があるものと確信しておりました。そこで市長、新駅工事負担金の仮精算金が816万6,000円返還され、市の会計に繰り入れされております。また、諸般の情勢から判断いたしまして、建設推進に動くことはまず考えられないだろうと。07年度の負担金2,400万円の執行もないものだというふうに判断できますが、市長は教育日本一の野洲を目指すと、この議場で明言されました。ちゃんと覚えております。学校間に教育格差があってはならないのです。今回の教育再生、内閣の最重要課題の中でも、教育新時代を拓くために、教育予算の内容の充実が重要、また真に必要な教育予算について、財源確保する必要があると示しております。今からでも市長、間に合います。中主小学校の子どもたちのために、一日も早くパソコン整備を決意すべきと考えますが、いかがでしょうか。

指定管理者制度についてですが、指定管理者制度、今いろいろと答弁をいただきました。元職の方が7名おられるということですが、この件についてはもう少し考えていかなけれ

ばならない問題だと思っております。ここの条例等にもありますことにかんがみて検討をしていただきたいと思います。

指定管理者制度は、公募が基本にあることと、指定管理者制度の推進は、ご承知と思えますけれども効率化が図れる、質の高い住民サービスの供給が可能となる、経費の削減が図れるという目的達成のため、指定管理者の効率的な自主的運営が確保されなければなりません。指定管理者は当該施設の管理において、物的能力及び人的能力を有していることを前提に指定を受けているわけですから、野洲市公益法人への職員派遣に関する条例42号、整合性には少なからず違和感が私にはあります。したがって、条例の周辺整備も含めて常にPDCAサイクルを意識しながら進めていただくことをまず強く求めておきます。

財政健全化計画でございます。今、次長の方で8月中を目途にしていくというところからまた訂正で9月と。何かこの計画はなかなか難しいみたいですね。だけど早急にしないといけないと思えます。

市長の方にまた振りますが、5月25日、JRから戻された負担金仮精算によりまして、返戻金816万6,000円が市の会計、総務費企画推進費へ繰り入れされておりますが、栗東市の国松市長は27日の定例会見で06年度の新幹線新駅の工事負担金の精算について、周辺5市に対してはJR東海へ支払った分を全額返還した上で残りについて県と栗東市で検討すると明らかにしております。これは新聞で見たところです。市長から伺ったわけではないです。また、5市の中にはこの全額返還を求めている市もあると聞いております。財政改善にもつながることですので、市長の考えをお伺いいたします。

以上で結構です。

議長（田中栄太郎君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 質問通告にないことが私の方に回ってまいりましたので緊張しております。

まず、財政の健全化計画を次長が8月と申し上げました。私が後ろ向いて8月にできるかと言って直しました。だから、そのことについてちょっと説明を申し上げます。

財政健全化計画というものは、やはり行政評価の問題もございますし、9月に決算の認定を提案するのですよ。そこで、議会でいろんな意見が出ると思えます。また、出してほしい。そのことによって行政効果があったのかなかったのか、そういうことを踏まえて、皆さんの意見を踏まえて健全化計画を組むべきだと。だから、決算の認定も出していない

のに8月に組むということはちょっと冒険と違うかと言ったのです。だから訂正したので、私の指示で訂正しましたので、お許しをいただきたいと思います。

だから、9月の議会で決算の認定を受けた後に、きちっと行政評価も踏まえて健全化計画をつくっていききたいと、こういう思いでございますので、私が指示をしましたのでご理解いただきたいと思います。

新幹線の問題、これは関連で出てきたわけなのですが、おっしゃるようないろいろと課題はございますが、栗東の市長さんがこうおっしゃったということ以前に、6市の市長が寄っているような方策を申し上げた中で、そういうことが出てきたと。だから、これはお金を納めた我々の責任ですから、きちっとつじつまが合うようにしていきたいと、このように考えております。10月にということは皆さんもご理解をいただいていると思うのですが、10月までいけばそれなりの結論が出るのではないかと、こんなふうにも思っております。

そこで、その金の使い道、ちょっと先手を食われましたので、そうですねと言いがたいのです。私は教育費に使う、内部で検討していますよ。私はもっと学校図書とか図書館の充実を申し上げました。中主の小学校のコンピューターが傷んでいるということは今聞きました。もともと私どもはハイテクのまち、アイ・ビー・エムがありましたから、コンピューターのまちと言っていました。コンピューターを当時先に教育に入れられたのは中主でした。中主さん早いね、うちの方も何とかしないといかんなど、コンピューターのまちが中主さんに遅れたと、これは言葉ですけれども、それぐらいの気持ちで中主さんは進んでいると思っていましたけれども、今聞くと小学校の方が大分古いということ、やっぱりこれは子どもさんのことですから、私も聞いた以上は何とかしたいですが、新幹線の金を使えとかそういうことは私に任せて下さい。これからのことですからね。

以上で答弁としておきます。

議長（田中栄太郎君） 教育長。

教育長（大堀義治君） 三和議員の再々質問の喫煙に関してお答えいたします。

先ほどからちょっと気になっているのですが、たばこ税、市民の皆さんがたくさんたばこを吸われるとたばこ税は入ってくるだろうと思うのですね。ところが、受動喫煙でいろんな健康の障がいが出て、あるいは喫煙している本人は肺がんになって、医療費はそれ以上に高く付くのではないかと、相殺ではきかないのではないかと、こんなことも思うわけでございます。では、どうするのかということですが、喫煙をする教職員につきましては、

禁煙をした経験者、これは何人もおります、私もそうです。そのような禁煙者から助言をしてもらおうとか、あるいは今聞きますと、禁煙プログラムというのがあるようでございまして、そのようなプログラムに参加をするように勧めたり、何らかの形で禁煙をしている教職員に研修の場を与えるといいますが、そのような対応をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（田中栄太郎君） 次に、通告第2号、第4番、内田聡史君。

4番（内田聡史君） 4番、内田聡史です。よろしくお願いいたします。

近年、子どもたちの尊い命が奪われる事件が後を絶ちません。連日ニュースや新聞でこのような報道を知るたびに、非常に残念で憤りを感じます。特に、いじめや虐待によりその尊い命が奪われる事例は、全国的に大きな社会問題となっております。子どもたちを取り巻く環境は、少子高齢化、核家族化、親の子育てへの不安や負担の増大、また地域での子育て機能の低下などを背景に、社会環境が著しく変化しています。

このような中において、児童虐待防止対策への本市に取り組みについて質問をさせていただきます。児童虐待には、身体に傷を負わせたり、苦痛を与えたり、生命に危険のあるような行為をする身体的虐待、適切な衣食住の世話をせずに放置したり、病気なのに医師に見せないなどの行為であるネグレクト、性的ないたづらをしたり、性的関係を強要する性的虐待、そしてひどい言葉を浴びせたり、子どもの存在を無視したりして、子どもの心に不安や脅えを引き起こす心理的虐待と、大きく4つに分類されます。

このような虐待行為は、子どもの人権を侵害するだけでなく、心に深い傷を残したり、一歩間違えば命を脅かすような危険性があります。そして、虐待を受けた子どもは、不信や敵意、絶望感などにより、その後の人格形成に大きな影響を与えてしまいます。それが原因となり、次の世代での子どもへの虐待につながる世代間連鎖を引き起こす可能性もあります。

子どもへの虐待は早期の対応や継続的な援助が強く望まれると考えます。全国での児童虐待の現状は、統計をとり始めた平成2年では相談、対応件数が1,101件であるのが、平成11年には1万件を超え、平成17年度では3万4,472件と、わずか15年で30倍以上に急増している異常事態であります。これは平成12年に施行されました児童虐待防止法により、児童虐待への社会認識が広まったものでありますが、その実態はといいますと、少子化が進んでいるのにも関わらず虐待はふえ続け、被害も深刻化しております。

次に、平成17年度の全国での児童虐待相談件数3万4,472件のその主たる虐待者の内訳は、実父が1万2,911件で37.5%、実母が2万1,074件で61.1%、実父以外が2,093件、6.1%、実母以外が591件、7.9%と報告されています。要因といたしましては、望まない出産や望まれない子どもに対してのいら立ち、配偶者の出産、育児の無理解に対する怒り、育児に対するストレスやプレッシャー、再婚者の連れ子に対する嫉妬や憎悪などがあるようです。

平成12年に法が施行され、平成16年に児童虐待防止法、児童福祉法が改正され、先日再び児童虐待防止法が改正され、参議院本会議で可決、成立し、来年4月1日に施行されます。しかし、このように短期間で何度も改正しなければならないのは児童虐待がふえ続け、抑止効果が上がっていないのが現状だからであります。また、警察庁の発表した資料によりますと、平成18年の1年間で児童虐待事件の検挙件数は前年比33.8%増の297人、検挙人員は36%増の329人、被害児童数も38%ふえて316人となり、いずれも過去最高のものとなっております。死亡した児童も55.3%増の59人と、大変深刻な状況となっております。

一方、滋賀県内はといいますと、年々児童人口が減少しているにも関わらず、相談件数は増加傾向にあり、平成18年度末現在で市、町への相談件数は1,300件を超えております。また、平成17年度と18年度に死亡事例が相次いでおります。昨年、高島市で起きた2歳の女の子が虐待死された事件は記憶に新しいところだと思います。このことは、全国のどこでも起こっていること、また起こり得る危険を持っているという危機感を欠如させることなく取り組んでいかななくてはならないと考えます。

そこで、本市の児童虐待の近年の現状、対応、今後の児童虐待防止対策についての所見をお伺いします。

以上です。

議長（田中栄太郎君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（田中正二君） 内田議員の児童虐待防止対策に関しますご質問にお答えいたします。

近年、児童への虐待に関する相談は全国的にも増加しております。県内はもちろんのこと、野洲市におきましても家庭児童相談件数は増加し、平成17年度の家庭児童相談件数は延べ203件、うち虐待に関する相談が55件で、全体の相談件数の約3割を示しています。また、平成18年度の相談件数は延べ241件で、昨年度相談件数の約2割増加し、

うら虐待に関する相談は128件で、昨年度の2倍以上の増加となっております。全体の相談件数の5割以上を占めております。

虐待相談の特徴といたしましては、心理的虐待が2分の1、20人、またネグレクト(育児放棄)が4分の1の11人、身体的虐待が4分の1で10人の割合であります。性的虐待については数値に上がっていないものの、なかなか把握し切れないものが現状としてあります。さらに、これらの虐待が個別に存在するのではなく、複合的に作用しています。

虐待に関する対応といたしましては、児童福祉法第25条の2に基づく要保護児童対策地域協議会を平成17年9月に設置いたしまして、児童相談所、警察、医療機関、学校・保育園、民生委員・児童委員、市の関係機関等がネットワークを組みまして、互いに情報を共有しながら役割を明確にし、各関係機関が連携しまして個別の事例に関わって支援等を行っております。虐待者の課題についてはさまざまであり、長期にわたり家庭支援を必要とする事例もふえてきております。

今後の児童虐待の防止対策といたしましては、市民に対して児童虐待に関する啓発を行い、特に児童虐待、またそのおそれがある場合の通告の義務の周知を行い、児童虐待に対する理解を高めると共に、乳幼児健診の機会や保育園・幼稚園、小中学校の生活を通じて、早期発見につなげていきたいと考えております。

また、家庭相談体制の整備や要保護児童対策地域協議会の構成メンバーの連携強化を図り、地域においてきめ細やかな家庭支援ができるような取り組みを行い、虐待予防につなげていきたいと思っております。

児童虐待防止法の改正により、市町村が児童虐待に係る通告先の第一義的な窓口となり、児童虐待の対応については、市の役割は大変重要なものとなっております。児童虐待に対する高い意識を持ち、取り組んでいきたいと思っております。

回答とさせていただきます。

議長(田中栄太郎君) 内田聡史君。

4番(内田聡史君) それでは再質問させていただきます。

児童福祉法第25条に、すべての国民は、親などに養育されることが不相当であると認められる子どもを発見した場合、これを福祉事務所または児童相談所に通告しなければならないと通報義務が明記されておりますが、ほとんどの市民の方がこのようなことを知らないのが現状ではないでしょうか。幸いにして、本市では児童虐待による最悪の事態は起こっておりませんが、そのような事態になる前に子どもの命を救えるよう、児童虐待に対

する予防、対応、そして地域の人たちへの周知や理解は大変重要だと考えております。

先ほどの答弁の中にもありましたように、啓発を行っていくとのことでしたが、この件に対する周知や啓発はどのように進められていくのか、また毎年11月に行われております児童虐待防止月間でどのような取り組みをされようとしているのかをお伺いいたします。

議長（田中栄太郎君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（田中正二君） 内田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

児童虐待に対しますそういった通告の義務等、そういうものに対しまして市民に啓発をどのようにしていくのかというようなご質問で、このことにつきましては、児童虐待の市民への啓発、啓蒙としましては、広報による掲載も大事な一つかと思っております。また、児童虐待についてのビデオ、虐待を防ぐためにビデオ等の貸し出しを行い、また関係団体の啓発、意識を高めてまいりたいと、このように考えております。

また、11月の児童虐待防止月間の取り組みにつきましては、児童虐待防止に関する講演等の開催を現在考えております。また、「広報やす」への掲載、駅前、それから庁舎内の電光掲示板、これも活用する方法を検討してまいりたいと考えております。また、今年度は児童虐待についてのリーフレットも作成し、市内全戸に配付する予定で取り組みを進めてまいりたいと思います。

一つには、虐待の対応はまず発見から始まりますが、虐待かなと思ってもどこに相談すればよいのか、また間違いであったらどうしようかという思いや、なかなか通告につながらない現状があるということも聞き及んでいます。こういったことが悲惨な事故につながった事例も高島の例でもございますので、通告をした人の秘密は守るということと、虐待でなかったとしても責任を問わないということを含めましての啓発も重要な一つかと思っておりますので、そういったケースについて柔軟な対応の中で、関係者の研修会とかそういうものでスキルアップしながら今後進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（田中栄太郎君） 内田聡史君。

4番（内田聡史君） リーフレットを作成されるということで、それもまた全戸配付されるということですが、病院や小児科医さん、そして公営施設などにも置いていただきますよう要望させていただきます。

最後の質問になりますが、CAPプログラムというのはご存知でしょうか。職員さんの

中には、以前にこのプログラムの寸劇を研修で見たという方もおられるはずですが。CAPプログラムとは、チャイルド・アソルト・プリベンションの略で、子どもたちがいじめ、虐待、暴力等から自分の身を自分で守る力を引き出すことの大切さを教える教育プログラムであります。このCAPプログラムは、1978年にアメリカのオハイオ州で開発、実施されて以来、全米200以上の都市で幼稚園から高校までの授業に取り入れられました。日本には1985年に紹介され、これまでに国内の自治体でも学校の授業の中でCAPプログラムを取り入れているところもあります。東京、埼玉、山梨ではいち早くこのCAPプログラムを導入し、調査・研究を進めており、大阪府教育委員会でも導入校をふやす方針を示していると聞いております。

CAPプログラムは、子どもたちが本来持っている力を引き出し、子ども自身がいじめや虐待などによる暴力をはね返し、自分を大切にすることが重要なプログラムであると考えます。いじめや虐待などの暴力を受ける事態になったとき、それまでに自分自身の身を守る教育や訓練を受けていたかどうかにより、子どもの判断や行動に大きく影響を与えると考えております。本市の園、学校でもCAPプログラムを導入すべきだと考えますが、見解をお伺いいたします。

議長（田中栄太郎君） 教育部次長。

教育部次長（常諾眞教君） 内田議員のCAPについてお答えを申し上げます。

CAPプログラムにつきましては、教育委員会もおっしゃるとおり有効な方法として認識はしております。ただ、全校園で実施するとなりますと、いろいろな条件がございます。例えば子どものプログラムだけでなく保護者のプログラムも必ず一緒に実施しなければならない、それから1クラス単位で、幼稚園ですと15人が1クラスというクラス単位で、小学校でも2時間以上の時間が1クラスについてかかる。CAPプログラムのワークショップの実施は、認定を受けたCAPスペシャリストしかできないと。教員がちょっと研修してきてするというわけにもいきませんし、かなり経費もかかりますので、今現在すぐに全校園に導入しようというふうには計画はしておりません。ただ、野洲小学校ではPTAで予算化されまして、今年度も5月に実施されました。他の学校からの問い合わせもございますようで、計画をされているPTAもあるように聞いております。保護者もその必要性を理解されて、PTAでいろいろ検討された中で実施されていくというのが、より効果があるのではないかと考えております。

以上でございます。

議長（田中栄太郎君） 次に、通告第3号、第12番、中島一雄君。

12番（中島一雄君） 12番、中島一雄でございます。私は地産地消の推進とまちの駅構想についての質問をさせていただきます。

J Aおうみ富士は、農家の所得を安定させ農業の担い手を育成することを目的に、守山市（洲本町、水保町地先）の旧野洲川南流廃川敷地に、農産物やその加工品を使った惣菜などを加工、販売する施設として、ファーマーズマーケットの建設を計画されております。その規模は5億円の事業、J Aが2億6,000万円、守山市が4,000万円、国が2億円で、9,100平方メートルの土地に1,000平方メートルの販売施設と350平方メートルの加工施設などを併設した、県内最大のものであります。

一方で、野洲市としても地産地消の推進を市長公約に掲げ、地域内での買い物や地域産物の地域内消費、さらにはコミュニティービジネスの起業などを通して、地域の内需拡大を図る構想を打ち出されています。

さて、この具現化の一つとして、平成17年度に野洲市まちの駅基本計画を策定されました。鋭意取り組まれていることと思うのですが、近隣市町での拠点整備が進む中、すまいる市などの熱心な活動を応援し、また野洲市の個性や独自性を生かした野洲市の地産地消のありようについて、改めてまちの駅の考え方とそれをどのように実現していくのかお伺いします。

議長（田中栄太郎君） 環境経済部長。

環境経済部長（山田和広君） 中島議員の地産地消の推進とまちの駅構想についての質問にお答えいたします。

まちの駅構想につきましては、これまで議会で答弁しておりますように、情報の発信や観光との連携、農産物の直販等、地産地消を生かし、生産者と消費者の顔を合わせる機会を通し、人と人との交流が図られる場として展開するために、平成17年度にまちの駅基本計画の策定を行いました。

この計画の中で、まちの駅につきましては、分散型でのネットワーク化が図れる拠点づくりの施設を考えており、例えばほほえみ情報交流センターなどの公共施設や既存の施設を生かしながら、人と人との出会いと交流を図れる場を提供し、かつ観光・歴史・文化や人権・環境・福祉教育などの地域情報が得られる場をネットワークで結ぶものだと考えております。

当初、まちの駅の拠点施設の整備を考えておりましたが、小規模な分散型の既存施設を

利用したネットワーク化を図ることにより、まちの駅として定着が図られるものと考えております。このため、地産地消マップの発行や販売物等の情報を市民に提供できるよう、普及啓発に努めてまいりる考えでございます。

以上、中島議員の質問に対するお答えといたします。

議長（田中栄太郎君） 中島一雄君。

12番（中島一雄君） それでは、再質問させていただきます。

今の回答をお聞きしておりますと、地域情報が得られる場をネットワークで結ぶものだと考えているとか、まちの駅として定着が図られるものと考えているとか、何か人ごとみたいな答弁に感じるわけございまして、市長の公約の一つとしてはいささか疑問に思うわけでございます。

私は、平成15年3月定例会におきまして、旧野洲町の将来像に対応した施設の一環といたしまして、人、まち、テーマ、まちづくりを拠点としての総合情報交流拠点のまちの駅の新設を提唱させていただいたわけでございます。また、平成16年9月定例会におきましても、その後の取り組みについての質問をさせていただきました。

平成17年度にまちの駅基本計画が策定され、平成18年3月にまちの駅基本計画策定業務、食と農を中心としたネットワーク概要書が作成されました。その点の努力は認めますが、はや4年余が経過する中で、近隣市において、竜王町に道の駅ができております。また、今回県内最大級のものと言われる加工販売施設として守山市に、今申し上げましたファーマーズマーケットの建設が計画されているわけでございますが、本市のまちの駅の位置付けと整合、また関連性をどのようにとらえておられるのかお伺いしておきます。

次に、当初は集約型でありました。15年3月のときにも市長が、私もいろいろとお話をしまして、辻町地先、あそこは国道もあるし、希望が丘線もあるし、また乗り降りするミニインターもあって非常に理想的だということだったように思います。また、場所は辻町周辺の銅鐸博物館の前ぐらいが理想的だということで、そのようにお聞きしていた経緯もでございます。

それと次に、このことにつきましても分散型に変わったわけでございますが、ネットワークを図る中で情報交流センター、拠点はわかりますが、「などの公共施設」とか既存の施設とか、また歴史・文化・環境・教育などの地域情報を得られる場所とはどの辺を、どの場所を指すのか、その辺のところを具体的にお聞かせ願いたい思いでございます。

次に、まちの駅のネットワークを図るイメージ概要図で理解できるのですが、これでご

ございますけれども、この中の議員も、私たちと一緒に九州のまちの駅の研修に以前行ってまいりました。最初は、その場所は10駅前後ぐらいとしてスタート、分散型でございますね、その当時50駅以上の駅ができて、観光客も以前の十数倍とのことでございました。野洲市まちの駅の定着を図る時期、目標、その辺のところもお聞かせ願えればと思っております。相当時間も経っておりますので。

次に、安全でおいしい農産物を食卓へ、そして琵琶湖の環境にこだわった環境こだわり農産物を進められているが、昨今食品の産地の偽装、また無許可添加物、残留農薬などの事件も多発しております。食の安全、安心をどう担保するか、大きな課題となっているわけでございます。野洲市におきましても、こうしたことにかんがみ、地産地消の推進をうたっていると思いますが、行政として主体的にどうあるべきか、またどうするべきかをお聞かせ願えればと思っております。

それと、最後に地産地消のマップ等を市民に提供しているということでございますが、その反響、現状をお聞かせ願えればと思っております。

それと、学校給食の話が三和議員の質問の中にもございましたが、これは9月操業オープンということでその中で地元生産の野菜、米等、何割ぐらい使用されるか。前回、田中良隆議員の質問の中にもあったように思いますが、そのときはたしか3割ぐらいだということではなかったかと思っておるわけでございますが、その辺のところ、それから献立検討会の具体策も、先ほど7回ですか、開催されたということで、先ほどもちょっとお聞きしたことはしたのですけれども、その辺のところもお答え願えればと思っております。

以上でございます。

議長（田中栄太郎君） 環境経済部長。

環境経済部長（山田和広君） ただいまの中島議員の再質問にお答えいたします。

まず近隣の道の駅、それから先ほどご紹介いただきましたファーマーズマーケット等との整合性、関連性ということでございます。

これにつきましては、先ほどご紹介しましたまちの駅の計画書の中で、竜王の道の駅等との比較、調整の必要性というのは分析してございます。それから、ファーマーズマーケットの関係でございますが、ご指摘のとおりこれは一番調整が必要かと思っております。私どものまちの駅を進めるにあたって、JAおうみ富士と連携を図りたいということで調整をしまいったところでございます。で、先ほどのファーマーズマーケットの事業主体もJAおうみ富士でございますが、組合員であれば出荷できるということもございませ

で、これは十分調整が必要かと思っております、今調整をしておりますのでございます。ただ、何分ＪＡとの懇談会が今年１月にございまして、その場で計画について詳細をお教えいただいたところでございまして、引き続き調整を図ってまいりたいと考えてございます。

それから、既存の施設の具体的な、どこをどういうふうにするのかということのご質問でございました。これにつきましても、一番今調整をとっておりますのは、誰がどのようにやるのかということございまして、今申しましたように、その点で私どもとしてはかなり農家の方自ら、もしくはＪＡおうみ富士というところを調整を進めてまいったわけです。その辺が了していないということもございまして、まだ具体的にどこの施設をどのように使うという案については至ってございません。

ですので、先ほどの計画の中でも情報提供の機能が同時にございまして、そういった市のいろいろな環境とか歴史といったことの情報提供機能の話を進めていくべきではないかということで、今内部的に議論を進めておるところでございます。

それから、目標、時期につきましても、これについては大変申しわけございません。中島議員おっしゃるように議会のご期待もかなり高い中で、また予算も付けていただきまして検討を進めたのですが、現在のところまだはっきり、いつの時期に行いますということを申し上げられない状況でございますので、ご容赦いただきたいと思います。

安全でおいしい農産物について市としてどういうふうにするのかということでご質問をいただいております。これにつきましては、市の方で直接できたものをチェックするというようなことはしておりませんが、県と一緒に農家の方々に、例えば農薬の使用についてのご指導等、またいろいろな基準等が改正されておりますので、そのたびに随時ＪＡ等とも連携して、農家の方に普及を図っているところでございますので、国の基準に適合した農薬使用がなされておいて、安全、安心な野菜、農産物が供給されているものと確信しております。

それから、マップの現状でございますが、これにつきましては旧来つくっておりますものが、例えば県でつくられたものなり、商工会でつくられたものなり、いろいろなものを今入手してございまして、それと実際に市内で各所に直売所みたいなものも新しくできておりますので、そういったものの突き合わせ作業をやっておるところでございます。

以上でお答えとさせていただきます。

議長（田中栄太郎君） 中島一雄君。

12番（中島一雄君） それでは再々質問をさせていただきます。

部長の答弁は非常に苦しい答弁であるように受けとめております。具体性に欠けまして、前向きに対応しようという姿勢が私には感じ取れない。余りにも抽象的でありまして、漠然としたぼやけた回答としか受け取れないのが残念であります。方向性が定まっていないのが現状ではないかと思うわけでございます。

私は、農政課もこういうことであれば、本当にもうちょっと強力な農政の問題ももちろん当然でございますが、農政課を農政推進室か農政指導課ぐらゐに変更されてはという思いがしております。

それと、野洲市のまちの駅基本計画策定業務の概要書のコンサル料等今までに費やされた金額を教えていただければと思っております。部長も努力していただいていると思うのですが、優秀な農水省のキャリアをお迎えいたしまして、農政業務、農業政策の向上を期待されております。基本計画策定書の参考書もできました。部長在任中にもぜひまちの駅を実現していただきまして、野洲市に土産を残していただきたい、そういう思いでございますので、最後に一言お願いしたい。

それと、合併によりまして誕生した野洲市も3年目を迎えて、昨年5月には人口が5万人を突破しまして、市としての新たな一步を踏み出したわけでございます。また、まちづくりの骨格となる重要な条例や計画づくりにも取り組まれてきました。いわばまちづくりの土壌づくりの年であり、そしていよいよ今年はいこれらの計画を実行に移す年で、市民の皆様の期待の大きさを痛感すると共に、身が引き締まる思いであると施政方針演説で市長が述べられております。

先日も、安倍総理が来県されまして、琵琶湖の環境とかを視察されまして、その中で長浜の黒壁の商店街を見学されまして、その話の中で、私も聞きに行っておったのですけれども、地元でお聞きになった話をびわ湖ホールでお聞きしたわけでございますが、長浜市黒壁のまちは昔、商店街は一昔前、1日に人4人、犬一匹しか通らなかったということでございます。今や年間200万人余の観光客が訪れると。このことは地域再生に取り組む意欲の問題であると安倍総理大臣が述べられております。

まさに野洲市にとっても、野洲市まちの駅基本計画にのっとり、市長の施政方針、計画を実行に移す年であることを期待しております。このことにつきまして市長、何か一言あればお願いしておきます。

以上で私の質問を終わります。

議長（田中栄太郎君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） まず、まちの駅構想でございますが、このまちの駅構想は竜王にまちの駅ができる以前から私は申し上げておまして、まちの駅というのはああいう形で国の指導のもとにやっているのがまちの駅ですので、私はそうではなしに、まちづくりの基本になるような、いわゆる交流、物の販売、あるいは観光、文化その他交流の場にしよう。もう一つは、やはり希望が丘、花緑公園、それと銅鐸博物館、ああした立派な施設がありながら、年間80万人ぐらいの方が見えるのですが、どうもごもくとし尿だけ置いて帰られると、こういう実態なのです。だから、それを経済活動に結び付けたいというのがそもそものねらいなのです。それで、場所もおっしゃいました。場所はあそこありきで言っているのですが、やはりあの辺にあれば国道8号線の往来の人も立ち寄ってくれるだろうと、こういうような構想を持っておったのですが、それを合併後引き継いで取り組んでいこうとしたときに、旧中主町の方では分散型で非常に実績を上げておられる実態があるのです。だから、それをどうするかということになったときに、内部ではセンター方式、集約方式もいいけれども、分散方式がいいのと違うだろうか。例えば、野田、堤ですか、非常に大きな歴史を持って取り組んでおられるということもございます。そういうことを踏まえて、若干担当の方では分散型にしていこうと。そこへ地産地消ということを私は提案してまいりました。

そういうことから、若干の方向の流れが変わったのですが、私はいまだにあそこに一つの集約できる大きな、これは文化も含んで、物の販売だけではなしに人の交流も含んで取り組みたいという思いがございます。あれだけの土地をあのままの状況でほっとくということはないと思うのです。あれは国の資産ですから民間には絶対にゆだねていかないと思いますので、やはり公共事業として取り組むべきだと。これはこれで一つ置いておきます。その中で分散型のものを、地産地消を含んでやっていけばいいのではないかと。鮎家さんが湖岸にございます。あれは立派なものなのですが、その悪口ではないのですが、地産地消に結び付いていない。例えば、漁業組合でとれたものも売っていない。売れていないというのですか、鮎の佃煮でもよそから来ているというのです。やはり野洲にも漁業組合がございますから、そうしたものをあそこで売れるような状況も考えていかないといけない。もちろん、農産物もそうなのですが、そういうことを全体的に踏まえてやっていきたい。農協さんがつくられるということは野洲には何の相談もなかったのですよ。あの土地は野洲川廃川敷、もうそこまで言ってやめておきます。

以上でございます。

議長（田中栄太郎君） 環境経済部長。

環境経済部長（山田和広君） 中島議員の再々質問にお答えします。

まず、野洲市の駅基本計画策定業務委託料費につきましてですが、金額で189万円でございます。

それから、まちの駅の検討につきましては、今市長がお答えしたとおりですが、私といたしましても頑張りたいと考えておりますので、よろしくご指導願いたいと思います。

以上で回答といたします。

議長（田中栄太郎君） 暫時休憩します。

（午前11時59分 休憩）

（午後1時00分 再開）

議長（田中栄太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、市長より発言を求められておりますので許します。

市長。

市長（山崎甚右衛門君） 三和議員の再質問で回答申し上げた中で、知らなかったという発言をしましたが、付け加えて訂正をしたいと思います。それだけひどいのは知らなかったと訂正をしておきます。

なぜかといいますと、当初予算の査定のときに中学校のコンピューターを買う、小学校も同時に入っているのと違うかと。先ほど申し上げたように中主町が早かったからね。そうしたら、それよりも机を先に買ってやってほしいと教育委員会が、これが本当だね。だから、机を当初予算に付けております。こういう話でしたので訂正しておわびをしておきます。

議長（田中栄太郎君） 一般質問に入ります。

次に、通告第4号、第10番、田中良隆君。

10番（田中良隆君） それでは2件質問をします。「朝ごはん条例の制定を」という質問ですので、本当は朝一番にしてほしかったわけですが、ちょうど昼ご飯を食べる時間帯になろうとしております。眠っていただかないような質問をしたいと思います。

この前のある新聞に載っておりました。ご飯、魚、野菜と毎日しっかりと朝ご飯を食べる子どもは食べない子どもに比べて学校がとても楽しいと感じる割合が高いことが、千葉大学の教授らでつくる教育研究グループのアンケート調査でわかりましたと。これは5月

29日の産経新聞に載った記事ですが、和食中心の朝食をとる子どもの方が、洋食中心よりも楽しいと感じている子どもの割合が高いということも記事に載っております。地元の小学校の先生に聞いても、多くの先生がそれは実感するという話でございました。

現在、市内の小学校の朝食を抜く子どもの割合はどのぐらいの割合なのかということをお聞きしたいと思っております。昨年の3月議会で質問をいたしました。食育のまちづくり条例云々の質問をしたときの中で、答弁では1%から8%台で6つの小学校平均で3%台という回答でした。朝飯を抜く子どもがそのぐらいの割合という回答でした。ゼロ%にする目標を掲げるということでしたが、具体的にどんな対策をされてどうなったのかをお聞きしたいと思います。少なくとも、私どもの地元の学校の先生からは調査はしていないと聞いていますが、実際はどうかをお聞きします。

朝食抜きをゼロ%にするには、家庭の対応がもちろん重要な課題となりますが、小学生に限らず親、大人の習慣も問題になるわけです。野洲市民みんな、最近のはやり言葉になりつつありますが、早寝早起き朝ご飯という、そんな健康な生活が送れますように、「朝ごはん条例」の制定を提案するものでございます。強制する条例ではございませんが、呼びかけるには効果的な方法だと思います。現在、全国に3例あるようです。どの条例も住民の健康推進をメインに地産地消などの食の面からの地域振興もねらいとしているようでございますが、16歳住民投票というのが話題となりましたが、その条例よりはインパクトもありますし、住民のためになるのではないかなと、そんなことでお聞きしたいと思います。

それとももう一件、市職員、市公用車の交通事故の現状と対策というタイトルで質問をしたいわけですが、実はこの質問、この一般質問の締め切り日の朝の新聞を見ていますと、柿ノ木原、篠原の踏切のところの事故が載っていましたので、その数日前の全員協議会で議会のたびに専決事項で損害賠償云々という話があるし、どういうことをしているのという質問をした、そんなこともありまして、これは一つ入れないといけないなということで追加で入れさせてもらいました。

市の職員、あるいは公用車での交通事故が日常化している、そんな気がしまして、このままでいいのかという心配からの質問でございます。議会が開かれるたびに、先ほど言いました損害賠償の額を求めるといふ、そんな報告が必ずあります。最近少なくなったという感じは全然しませんし、また報告のたびに安全教育、研修、指導しますと、誰でも答えられるような答弁をいつも聞かされておりますが、本当のところはどうか。実際に現

実、現状はどうかということをお聞きしたいと思います。県下の市あるいは町の中で、職員の割合からいって野洲市はその割合が高いのか、あるいはこれでもまだ野洲は成績のいい方だということか、その辺のデータがあれば教えていただきたい。また、該当する職員への罰則はどうなっているのか、再発防止という観点からそれが適正なのかということもお聞きしたいと思います。

そういう事故を起こす人、職員に限らず誰でも、私も含めてそうですが、そういうのをしますと、何か同じ人が何回もするケースというのがあります。それぞれその都度注意はされているのですが、結果的に同じ人が2回、3回というケースはよくある話でございますので、悪質なのは論外ですが、悪質でなくても、ちょっとした気の緩みで、注意力散漫で市民を巻き込んだような、本当に悲惨な痛ましい大事故を起こす可能性というのが多分にあります。ちょっと横の携帯をとろうとおもって脇見運転で幼稚園の列に突っ込んだとか、そんなこともあります。また、今朝テレビを見ていますと、今日からそういう事故の罰則が、最高懲役5年が7年になったと、そんな報道がされたと思いますが、注意力散漫で事故を起こすというのは大変なことでございますし、野洲市、人権というのが一番、まくら言葉で何事にも付きますが、その人権をどうこうという議論する以前の問題として人の命そのものをなくしてしまうわけですから、まず市の職員あるいは市の公用車に乗る人間が、一般の5万の市民の見本となるような対応をしていただきたいと思いますが、この2点につきまして質問したいと思います。

よろしく申し上げます。

議長（田中栄太郎君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（田中正二君） 田中議員の「朝ごはん条例の制定を」についての質問にお答えをいたします。

朝食に関わります調査は、本年度についてはまだ調査はいたしておりませんが、平成18年9月に市内小学校2校の5年生を対象に、朝食に関するアンケートを実施しました。

その結果では、女子で「食べない」が1%、「時々食べる」が13%、男子では「食べない」がゼロ%、「時々食べる」が12%でした。男女とも約88%の子どもが朝ご飯を毎日食べているということになります。このような状況から、子どもたちが朝食をとれるよう、次のような取り組みを行っています。

まず、小学校4年生の児童を対象に、栄養教諭、学校栄養職員が食に関する指導の中で朝ご飯について取り上げています。また、小学校6年生の家庭科の授業でも、朝食の大切

さを学ぶ題材があり、朝食の重要性やどのような朝食がよいのかを考える時間となっております。

また、朝食に関しては家庭の果たす役割が大きく、家庭で朝食を見直すきっかけになるよう、給食だよりに朝食に関する内容を掲載させたり、給食試食会や学校保健委員会で保護者を対象に栄養教諭、学校栄養職員が朝食に関する話をしたり、朝食レシピを紹介するなど、家庭への啓発も行っています。

朝ご飯の欠食問題については、平成16年度の滋賀県健康・栄養マップ調査からも、ふだん朝食を食べない人の割合は女性よりも男性が多く、特に20～30歳代に約3割程度と多く、このことは本市においても同様でございます。

健康で生き生きとした生活を実現するためには、この朝食欠食問題における個人、家庭の取り組みを明確にし、小さいころから偏食、過食を避け、よい食習慣を持つことが決め手と言えらると思います。

本市では、現在の旧野洲町で策定いたしました「ほほえみやす21健康プラン」に基づき、市民と行政が協働で健康づくりの取り組みを推進しているところでもございます。なお、合併後、市総合計画及び関連計画と整合性を持った野洲市版の健康づくりプランの策定作業を、平成18年度と19年度の2カ年にわたり現在進めております。

本プランの栄養分野において、「朝ごはん条例」にあるような、食に関する知識と食を選択する力を習得し、朝食をとることをはじめとした健全な食生活を実践することができることを目標の一つに掲げ、市民と一体となって取り組める内容で進めてまいりたいという考え方でとらえております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（田中栄太郎君） 総務部長。

総務部長（北口 守君） 田中議員の市職員、市公用車の交通事故の現状と対策についてのご質問にお答えをいたします。

当市では市職員で構成する野洲市安全運転管理委員会で、総合的な交通事故の防止対策に関することについて協議をし、同委員会規定に基づき、職員が交通事故や違反事件を起こしたときは、公私、また加害者、被害者に関わらず届け出るように義務付けております。

市職員、市公用車の交通事故の状況でございますが、平成17年度では、私用車によるものが10件、公用車によるものが9件の合計19件、平成18年度では、私用車によるものは11件、公用車によるものが7件の合計18件の事故がございました。事故発生割

合としては、県下の13市の中では下位に属しております。

事故を起こした職員につきましては、交通事故（違反）処分基準表に基づき、事故内容が点数化され、部長指導、訓告、戒告等の処分が決定されると同時に、本人や上司に私用車や公用車の運転自粛を命じております。

市職員による交通事故は、被害者もしくは加害者となった職員にとって不幸な出来事となるだけでなく、市職員に対する市民の信頼を著しく損なうことから、職員一人ひとりが全体の奉仕者として法律を遵守すべき責務を負っていることを改めて自覚し、公務員としての自らの姿勢を正し、市民の信頼を損なうことのないよう職員に研修などの機会を通じて指導をしておりますが、今後も引き続き交通安全対策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

議長（田中栄太郎君） 田中良隆君。

10番（田中良隆君） ありがとうございます。

まず、「朝ごはん条例」の話ですが、今、18年9月の市内小学校2つで調査したということですが、実際にどこの学校2校をされたのか。その答えというのが、「時々食べる」というのが女の子で13、男の子で12ということですが、去年の3月の議会の議事録ですが、このときに前の島村教育部長にお答えをいただいております。「……学校によってばらつきがあるということですが、少ない小学校では1%の学校もありますし、多い学校では8%台の学校もあります。そうした中で6つの小学校の平均では8%余りが朝食を抜いているとような現状でございます」という、そんな答弁をいただいておりますが、これからいいますと、これはふえているという、朝食を抜いている人がふえているという理解をしていいのですか。それとも、この辺には朝食を抜いているのと、あるいは時々食べるというのが、大分ニュアンス的には違うわけですが、これは実際に教育委員会なり学校が減らそうと思えば、毎年同じ内容で調査しないと経年変化がわからないわけだから、余り有効な調査ではないと思いますが、その辺はどうなのか。どっちかが間違っているのか、あるいはどちらも正解であればアンケートの仕方そのものがおかしいと思うし、実際にはゼロにしたいというような回答を去年の3月議会であるわけですから、2つだけと言わずに、実際には全部でするわけだし、学校を挙げて先生が飯食ってきたかと、そんな声をかけるような取り組みが必要ではないかなと思います。その辺のことをもう一度お尋ねしたいと思います。

もちろん、この「朝ごはん条例」というのは、最終的にはこの議会で後から出てきますまちづくり条例みたいにして、議員提案みたいな格好で出すなら出せるわけですが、とりあえず条例とできなくともいいです。野洲市は、特に子どもたちなのですが、そういうふうに取り組みをしている、そのことが先ほど言いましたように学校は楽しいだとか、そういう生徒が多くなるという目に見えないプラス分も多分にあるわけですから、その辺のことをお聞きしたい。アンケートの整合性というのですか、去年3月に聞いたときの調査の内容と今となぜ違うのか。ふえているのではないかと、そういう質問でございます。

それと、もう一点の交通事故の話ですが、いつもうまく答えられますと、次にどう質問していいのかわからないのですが、次からはもうかなりよくなるような雰囲気です。県下13の中ではまだこれでも事故は少ない方だと、そういう答弁だったわけですが、もちろんそれはそれで結構なのですが、例えば一般の会社でしたら、10台以上の車があれば安全運転管理者という制度があって、警察でいつも講習を受けさせられます。私どもも20台車がありますので、いつもうるさいぐらいに何やかやしょっちゅう来てやるわけですが、そういうような、安全委員会というのは聞きましたけれども、その辺は誰がどうして、先ほど言いました罰則についての答弁は先ほどなかったように思いますが、今まで一番ひどい事故はどんなものがあって、どういう罰則を科したのかという、その辺のこともお聞きしたいと思います。

ちなみに、野洲市内で発生した交通事故というのは、実はこの春に兵主の駐在さん、新しい若い人になりまして、調べると言ったら本当に1枚1枚書類を繰って調べてくれました。今年1月から6月5日まで、野洲市内では物損事故が621件あります。人身事故が122件、死者は4人、負傷者は170人だそうでございます。これも18年と比べますと、割合でいうと、年度途中ではありますが前年度よりも決して減っているという感じではございませんので、その辺ももちろん交通安全に努めましょうと市で公用車で回っているぐらいですから、市職員自らがもっともっと意識を強く持ってほしいと思いますし、先ほど言いました実例としての罰則なり、そういうのがあったのか、あるいは2度、3度の職員がいるのか、その辺のこともお聞きしたいと思います。

以上です。

議長（田中栄太郎君） 教育部長。

教育部長（南喜代志君） ただいまの田中議員の再質問にお答えを申し上げます。

調査の時点がそれぞれ違うわけですが、18年3月の定例議会でのご質問に対する答弁、

そして昨年の9月に調査いたしました結果をもちましての答弁、それぞれ食い違っているわけですが、18年3月の答弁は別にいたしまして、9月には2校で調査をいたしておりますが、その2校は野洲小学校と中主小学校の5年生の男子、女子でございます。なぜ野洲小学校と中主小学校かと申し上げますと、栄養教諭がそこに張り付いておりますので、その学校を対象にしたと聞いております。

それと、設問の仕方でございますが、18年9月の質問の仕方では「朝食を食べますか」、「毎日必ず食べる」、「時々食べる」、「食べない」というふうな3つの選択肢です。「必ず食べる」と「食べない」というのははっきりしているわけですが、「時々食べる」というのがちょっとあやふやな答え方になろうかなと、このように思っております。

さらに、同じような種類で県が調査をしました朝食の調査でございますが、大体あるいは毎日朝食を食べるのは、小学生で96.2%、中学生で90.8%というような結果が出ておりますが、ここでは中学生は2年生、小学生は5年生を対象に県の調査であるわけですが、これの選択肢として出されていますのが、「毎日食べる」、「大体食べる」、「時々食べる」、「食べない」という選択肢になってございます。そうしたかげんで数字の変動があったりするのかなと、こういうことを思っております、どちらが間違っているのかという観点ではないのではないかと思っております。

さらに、学校での声かけが大切とおっしゃっていただきました。確かにそのとおりでございます、私も同感でございます。また、本市ではそれぞれの全小学校で朝ご飯を食べ、きちんと食べてくるというふうな指導をしていく、こういった姿勢も大変重要かと思っております。ただ1点、ごく少数ではございますが、最近の調査の結果、あるいは現場の話なんかを聞いておりますと、子どもたちがさまざまな家庭の事情を背負ってきているというのも事実でございます、ご両親が朝早く出勤されている場合には、食事をつくって用意をして出勤されているご両親もおられますし、あるいはつくってもらえていない子ども、つぐらない親がいるというのですか、そういうこともあるように聞いておりますので、そうした家庭に対しての指導、啓発というものが今後さらに大事になってくるのかなと、このように思っております。

以上、お答えといたします。

議長（田中栄太郎君） 総務部長。

総務部長（北口 守君） 田中議員のご質問でございますが、まず安全運転管理者についてお尋ねがございました。安全運転管理者は総務部長の私と、分庁舎の方は教育部長の

南部長が安全運転管理者として指定されておりまして、講習等を受講いたしまして、安全運転等の指導にあっているわけでございます。

それから、合併後ではございますが、最大の事故はということではございましたが、合併後3年余りでございますが、最近で一番大きな事故はバイクとの接触ということではございます。これが一番大きい事故ではございました。

それから、2度3度の職員がいるかということではございますが、これにつきましてはここ3年では再犯はおりません。

それから、事故の内容等ではございますが、先ほど申し上げましたように人身事故のバイクとの接触が一番大きな事故ということではございます。それぞれ点数化をいたしまして処分をしております。公用車の自粛等、私用車での通勤も自粛をさせておりまして、あと部長指導とか訓告、戒告、それぞれ先ほど説明申し上げたとおりでございます。ちなみに、事故は先ほど昨年度18件と申し上げました。そのうち6件は巻き込まれた事故ということではございますので、職員の過失割合の高い方は12件ではございました。

以上でございます。

議長（田中栄太郎君） 田中良隆君。

10番（田中良隆君） ありがとうございます。

交通安全ということにつきましては、新聞やらテレビでたたかれるようなことのないように十分注意をしていただきたいと思います。

それと、朝ごはん条例の件ですが、これ以上突っ込みましても期が熟したらという話になるのでしょうかけれども、新聞とかを見ていますと、これまで観念的に言われてきた朝食の大切さというのを科学的に裏付けるデータとしてということということで、別のデータが紹介されていますが、知的作業の能率にかなり差が出ると、そんなデータも発表されております。市役所の職員、皆さん知的作業の方ばかりでございますので、必ず朝食をとって能率のよい仕事に励んでほしいと思います。

以上終わります。要望です。

議長（田中栄太郎君） 次に、通告第5号、第5番、奥村治男君。

5番（奥村治男君） 2問について質問をさせていただきたいと思います。

まず第1問目ですが、不登校児童・生徒への対応についてお尋ねをいたします。

学校現場において、いじめが大きな社会問題となっております。いじめのため自殺に至るケースが後を絶ちません。学校に行けばいじめに遭うので行きたくない、家に引きこも

ってしまうような児童も少なくないと思われます。

不登校の原因はいじめに限ったものではないと思いますが、昨年度滋賀県の公立学校では1,200件を超えるいじめがあり、不登校の小学生、中学生の数が1,000人当たり13.8人で、これは全国ワースト3位であるという調査結果を聞きます。事態は極めて深刻であると言わざるを得ません。いじめが根絶され、不登校のない学校となることを切に願うものであります。ちなみに、不登校のワースト1位は島根県、2位は和歌山県であります。

そこで、本市の小学校、中学校におけるいじめと不登校について、滋賀県内と本市を比較した場合、際立った特徴があるかなど、その現状を教育長にお伺いしたいと思います。

次に、不登校について、その原因によっては静かに見守ることも必要かもしれませんが、できれば、不登校となった児童・生徒に関しては、家庭においては学校に送り出せる環境をつくり出し、学校においては温かく迎える環境を整える。あるいは積極的に迎え入れるというような解決が最も望ましいと思いますが、不登校状態が長引くことは、児童・生徒の学習機会や成長機会を奪うこととなります。

滋賀県教育委員会では、不登校対策は生徒指導上の最重要課題と位置付けています。学校現場においては、どのような対応をされているのか、不登校の原因と対応策について教育長にお尋ねしたいと思います。

次に、学校給食での食物アレルギー対応についてお伺いたします。

早寝早起き朝ご飯や食育など、食と児童・生徒の関わりがこれまで以上に注目されております。また一方、飽食の時代と言われて久しく、テレビや雑誌などでグルメが特集され、よりおいしいものを求めるだけでなく、嗜好に合わないものは口にしないということもあるようであります。

以前の日本では、好き嫌いなく残さず食べることが重視されておりました。学校給食に関して言えば、栄養のバランスを考慮して調理された献立を残すことは大変もったいないということになるのですが、食べたくとも食べられない、あるいは食べることにより生命に関わる食物アレルギーの場合は事情が異なってまいります。

先に文部科学省が全国の公立学校に通う児童・生徒を対象に実施した実態調査によれば、そばやピーナッツでじんましんなどの症状が出る児童・生徒は33万人にも達し、これは各クラスに少なくとも1人は食物アレルギーの児童・生徒がいるということを意味します。また、全国学校栄養士協議会が実施した調査では、学校給食が原因の食物アレルギー事故

が年間300件以上起きていることも明らかになっています。その原因として、原因食材を除去できなかった調理現場での対応が指摘されているところでもあります。まず、2学期から給食の調理が開始されます新給食センターにおいて、児童・生徒の食物アレルギーへの対応についてどのように考えておられるのか、教育長にお聞きします。

次に、食物アレルギーが原因で友達と同じ給食が食べられず、あるいはアトピー性皮膚炎を起こしていじめに遭う、または引きこもってしまうような深刻な事態も先の調査で報告されています。そのため、食物アレルギーを持つ児童・生徒を正確に把握し、異なる献立を提供するだけでなく、食物アレルギーを持たない児童・生徒に適切な説明が必要であると考えます。

また逆に、理由なく給食を残す児童・生徒に対しては、程度に応じた指導も必要かと思いますが、学校教育という集団の中で、どのように実現していくのか。市内の小中学校の実情とあわせて教育長の見解をお伺いしたいと思います。

以上2点についてよろしくお願ひいたします。

議長（田中栄太郎君） 教育長。

教育長（大堀義治君） 奥村議員のご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、いじめ、不登校につきましては、滋賀県のみならず本市におきましても生徒指導上の最重要課題ととらえております。したがって、すべての学校からいじめを根絶し、不登校児童・生徒をなくすために努力し続けることは大きな責務と考えております。

先年度の本市におけるいじめ、またはいじめが心配される事案の件数は、小学校13件、中学校5件の18件です。昨年度県下の小中学校の件数につきましてはまだ発表されていませんので比較はできませんが、本市におきましては重大な問題として学校全体で取り組み、すべての事案において解消あるいは解消の方向に向かっていると報告を受けています。

また、その特徴についてですが、県下、本市共に次の3点が挙げられます。

第1に、「死ね」「うざい」「きもい」という3つの言葉とつねる、たたく、蹴るという3つの行動がいじめに結び付いているということです。

第2に、高学年から中学校にかけての女子グループの仲間外しのないじめが多いということです。

第3に、中学校から高等学校にかけての携帯電話やネットサイトにおける中傷メールによるいじめが多いということです。

このような点を踏まえ、本市では校長研修会、教頭研修会、生徒指導担当者会議等において、いじめに直結する3つの言葉と3つの行動に対しての厳しい目と徹底した指導姿勢の必要性、健全な集団づくり、情報モラルについての指導の実施について既に指示し、実践しております。

次に、不登校についてですが、昨年度の本市における年間30日以上欠席の不登校児童・生徒は、小学校で14名、中学校で33名で、出現率は小学校で0.46%、中学校は2.50%で、いずれも県の17年度の数値と比較すると、本市の数値は下回り、2年連続で減少傾向が見られます。

さまざまな原因が入りまじって不登校に陥る複合型の児童・生徒が増加している現状もかんがみ、学校が家庭との連携をさらに深め、地道ではありますが、一人でも多くの児童・生徒を不登校状態から救い出す努力を続けることが必要です。

学校ではスクールカウンセラーやオアシス相談員、スクーリングケアサポーター等の活用、家庭訪問の実施、ケース会議の開催、ふれあい教育相談センターとの連携、小中学校の連絡体制の強化など、さまざまな取り組みを行っております。また、不登校の予備軍的な層を早期に救うために、連続欠席の児童・生徒に対する家庭訪問の実施、簡単に休まない、休ませない雰囲気づくりなども指示し、実践しております。

次に、学校給食での食物アレルギー対応についてのご質問にお答えいたします。

まず、2学期から調理を開始する新給食センターにおける食物アレルギーへの対応ですが、毎年実態を把握するため、全保・幼・小・中学校の保護者に対し食物アレルギーの実態調査を実施しており、本年度においても実施したところでございます。

その結果では、中主給食センターでは複数回答で18種類、野洲給食センターでは同じく48種類の原因食品があり、両センターで中学生が41人、小学生が78人、幼稚園児が28人、保育園児が6人、合計153人となっています。

ご家庭での対応策としては、「原因食品を全く食べさせていない」69人、「加熱して食べさせている」39人、「加工食品などわずかに入っているものだけは食べさせている」31人、「アレルギーはあるが自由に食べさせている」28人、その他13人となっております。

給食への対応としては、「アレルギーはあるが自由に食べさせている」47人、「献立表を見て該当の食品のみを取り除いて食べさせている」38人、「加工食品などわずかに入っているものだけは食べさせている」23人、「該当食品の入った料理は全く食べさせていな

い」12人、「代替食を家庭から持参させている」7人、その他22人となっております。

アレルギー原因食品除去給食の問題点としては、対象人数が多いことや原因食品が複数に及ぶこと、またアレルギーの程度が人によって異なっていることから、かなりの種類の対応食をつくる必要があります。また、議員ご指摘のとおり、給食が原因の食物アレルギー事故が発生していることも事実であり、除去食品に誤りがあれば命に関わる問題であり、絶対に失敗があってはならないことなど多くの課題があり、対応は困難であります。

現在実施しておりますアンケート時に詳細な献立表を希望される保護者の確認を行い、詳細献立表の提供を行うことにより、給食が原因のアレルギー事故防止対策を講じていきたいと考えております。

2点目のご質問ですが、学校給食は教育の一環として行っているものであり、どの子にとっても楽しい時間でなければなりません。アレルギーのお子さんについては、学校医や養護教諭、栄養教諭と連携しながら相談指導を行っておりますし、周りの子どもたちに対しては、保護者の方や本人との話し合いのもとで、クラスの子どもたちに話す場合もありますが、多くは何も言わなくても認め合っている現状がございます。今後も日々の教育活動において、子どもたちはそれぞれの個性があること、違いを認め合うこと、これらを学級づくりの基本として取り組みを進めてまいりたいと考えます。

また、理由なく給食を残す子どもの対応については、機会あるごとに好き嫌いなく何でもいただくという指導をしております。しかし、当然のことながら、ご家庭の協力が不可欠であると考えております。ご家庭においても給食の意義や食事の大切さを日々食生活の中で指導していただき、学校と家庭が連携する中でよりよい食習慣を付けさせていきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

議長（田中栄太郎君） 奥村治男君。

5番（奥村治男君） 再質問をさせていただきます。

まず1点目の不登校児童・生徒への対応の再質問ですが、ただいまのご答弁で、昨年度30日以上欠席の不登校児童・生徒、小学校14名、中学校33名ということでしたが、年間30日未満欠席の不登校予備軍は増加し、予断を許さない状況にあるわけですが、30日以上欠席の児童・生徒の理由別内訳について、例えば病気である、あるいは経済的理由、不登校、その他に分類した場合、該当する人数がわかりましたらお伺いしたいと思います。

2つ目は、不登校状態が継続している理由についてであります。学校生活上の影響、あるいは遊び、非行、無気力、不安など、情緒混乱、意図的な拒否、複合、その他に分類できると思いますが、本市の不登校状態生徒の現状分析はどのようになっているのか、それぞれの該当人数がわかりましたらお伺いしたいと思います。

次に、学校給食での食物アレルギーの対応についての再質問で、まず1点目、ただいまご答弁いただきましたが、食物アレルギーの児童・生徒数は153人ということですが、例えば牛乳がアレルギーで飲めないとか、あるいはアレルギーの原因食材が入っていて学校給食が食べられなかった児童・生徒に対しまして、回数や食品数において給食費の一部は還付されているのか、また還付対象児童・生徒はこの153人の中には何人ぐらいいるのかをお伺いしたいと思います。

それと、今の答弁で新給食センターではこういったアレルギーの子どもに対して個別につくるのは困難だということでしたが、新給食センターの施設計画では、アレルギー食にも効率的に対応できる施設としたとなっております。具体的には、アレルギー症対象児童・生徒の給食アレルギーを起こす食材を除去して、個別の給食メニューができるのかをお伺いしたいと思います。聞くところによりますと、能登川の給食センターにおきましては、こういった対象児童の食事は給食センターで別につくっておるとしております。新給食センターにおいても、先般見学させていただいたときにいただきました資料の中には、アレルギー食にも効率的に対応できる施設というのが出ておりました。該当児童に対しては2学期からどのように給食センターでやっていかれるのか、お伺いしたいと思います。

3つ目は、食物アレルギーの子どもは昔に比べてふえております。症状が重い子どもが目立つようになってきております。アレルギー疾患は、症状によっては呼吸困難など命に関わることもあると聞きます。学校の教職員は緊急時の対応をしっかりと学んでおく必要がありますが、マニュアルの作成など、対策はとられているのかお伺いしたいと思います。

議長（田中栄太郎君） 教育部次長。

教育部次長（常諾真教君） 奥村議員のご質問の30日以上欠席者の理由別の人数についてお答えをいたします。

昨年度小学生、病気で30日以上欠席が17名、不登校が14名、その他家庭的な理由等が5名で、計36名でございます。中学生の方は、病気が4名、不登校が33名、その他が1名、合計38名でございます。

それから、2点目の不登校が継続している児童・生徒の理由別の人数でございますが、まず小学生の方ですが、学校生活上の影響によってというのが1名、不安など情緒的な混乱というのが11名、その他家庭的な問題、保護者の考え方等が2名で、合計14名でございます。中学生の方ですが、学校生活上の影響が1名、無気力8名、不安など情緒的な混乱が19名、意図的な拒否4名、その他1名、計33名となっております。

ただ、こういう分類をしておりますけれども、実際に一人ひとりの児童・生徒を見てみますと、そう単純にこの子はこれというふうになかなかきちんと分類できるものではないと思います。本人の内面的な問題ですとか、本人を取り巻く環境的な要因等さまざまな事柄が実際には絡み合っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（田中栄太郎君） 教育部長。

教育部長（南喜代志君） 奥村議員の再質問にお答え申し上げます。

1点目のアレルギーが原因で、原因食材が入っていて学校給食が食べられなかった児童・生徒の給食費を一部還付しているかと、こういうふうなご質問、あるいは何名いるかというご質問だったと思いますが、給食の停止基準あるいは手続を定めまして、本年4月から適用しておりますが、食材の購入の関係もございまして、給食実施日の5日以上前に停止の連絡のあった分について、還付ではなくて副食代あるいは牛乳代を除いて徴収をさせていただいているということでございます。ちなみに、4月から今日までで申し上げますと、アレルギーで牛乳を停止してほしいという依頼があったのが中学校で12人あります。その他の理由で牛乳をストップされている生徒は中学校で3人、そして不登校で給食のすべてを停止してほしいと言われているのが小学校で1人おられます。

それと、2点目の新学校給食センターの設備の件でございますが、アレルギー症対象児童・生徒の給食を、そういった食材を除いて給食メニューができるのかと、こういったご質問でございますが、新学校給食センターの施設、設備につきましては、議員ご指摘のとおり整っております。ただ、職員体制といたしまして、アレルギー専門の栄養士が献立を立てまして、また専門の調理師が調理をいたします。さらに保温食缶で確実に本人に届くように手だてを講じなければなりませんので、そうした職員に対する面で一つ課題がございますということをお願いさせていただきます。

3点目のマニュアルの作成など学校の教職員が緊急時の対応としてどうなのかというようなお話ですが、学校ではアレルギーに関係なく、病気、けがあるいは事故等につきまして、緊急時のマニュアルを持っていますので、これに準じまして担任や養護教諭が中心と

なって対応をいたしております。また、アレルギー疾患を持っておられる児童・生徒につきましては、保護者と担任が事前に緊急時の対応につきましても打ち合わせをいたしております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（田中栄太郎君） 奥村治男君。

5番（奥村治男君） 再々質問をさせていただきたいと思います。

まず、不登校児童・生徒への対応の件ですが、不登校を防止するため、学校現場におきましては学級担任の先生を中心に、朝早くから夜遅くまで家庭訪問等大変ご苦労をいただいておりますが、本市の中学校の不登校生、先ほども33人もいるということでありましたが、市内の中学校の不登校防止対策は、これまで具体的にどのような方策がとられてきたのか。また、不登校生の一番大きな理由となっているのは何かをまずお伺いしたいと思います。

2つ目ですが、不登校の原因はいじめの他に親の育児放棄や虐待、子どもの軽度発達障害など多岐にわたるため、効果的な対策は大変難しいと言われておりますが、滋賀県教育委員会では80人の大学生をスクーリングケアサポーター事業として、小学生の不登校児童の相談相手として、大学生を児童の家庭や学校、あるいは学校への復帰を促すための適応指導教室などへの派遣をすることによりまして、315人の不登校児童のうち、90%の286人に好転が見られ、また中でも教室に行けなかった150人のうち40%近い58人が教室に行けるようになったと、滋賀県教育委員会では報告をされております。

本市の不登校児童・生徒への対策について、県教育委員会に対し、スクーリングケアサポーターの派遣要請はこれまでされてきたのかどうか。また、されていなかった場合、今後要請されるのかどうかをお伺いしたいと思います。

それと、先ほどのご答弁の中で、この不登校児童153人は前年度より好転したということですが、17年度はちなみに何人だったのが153人に好転したのか、お伺いしたいと思います。

次に、学校給食での食物アレルギーの件ですが、食物アレルギーは生命に関わる疾患であります。したがって、修学旅行等の宿泊行事等は児童・生徒にとって生涯に1度の特別な意味を持つ体験活動でもあるわけですが、食物アレルギーを理由に参加できないといったような事例が今まであったのかどうか、また宿泊先の食事や症状誘発時の緊急対応等

連絡体制の整備等は十分になされているのかどうか、お伺いしたいと思います。

議長（田中栄太郎君） 暫時休憩します。

（午後2時00分 休憩）

（午後2時00分 再開）

議長（田中栄太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育部次長。

教育部次長（常諾眞教君） 奥村議員の再々質問にお答えいたします。

市内の中学校における不登校生徒をふやさないための対策ということでございますが、大きく2つございまして、まず1つは今学校へ来ている子を不登校にさせない、これ以上ふやさないというための取り組みが1つございます。当たり前のことですが、生徒の心に寄り添った教育を進めて、教育相談的アプローチという言い方をしておりますが、受容的に生徒に接し、生徒のわずかな心の変化も見逃さないで接すること、これがまず第一でございます。

それから、何かのきっかけで不登校に陥る可能性があるなという場合には初期対応が大切でございますので、欠席が続いたらすぐに家庭訪問し、子どもと話をしたり保護者と話をしていくということが2点目です。当たり前の取り組みですが、取り組み続けることで何人かの不登校の生徒は救えてきたのではないかと考えております。

それから、既に不登校になっている生徒への学校復帰のための取り組みですが、特に小学校から継続している場合がかなりございます。あるいはまた、中学校になって新しい環境に慣れない不安から不登校になる場合もありますので、1点目は小中学校の連絡会をしておりますので、そこで緊密な連携をとりまして、小学校から中学校にお願いしたりしまして、中学校の方でその生徒に合った受け入れ態勢を整えていただく。それから、必要に応じまして保護者とも話し合いをしまして、中学校入学を機会に学校へ来られるような取り組みをしていく。中学校になったら学校に行こうと思っている小学校の不登校の子どもがおりますので、そういう気持ちを大切にしていきたいと考えております。

3点目ですが、それでも登校が難しい生徒につきましては、一人ひとりその子に応じた目的を設定しまして、学校と家庭、あるいはスクールカウンセラーからオアシス相談員、市のふれあい教育相談センターなどと連携をとりながら、学校復帰を目指して支援をしております。

2点目の不登校の一番大きな理由につきましては、先ほども申し上げましたように、な

かなかこれというふうに1つには限定しかねます。まとめて言えば情緒的な不安とか無気力のような生徒の内面の問題が大きいのではないかと考えております。

3点目のスクーリングケアサポーターの制度でございますが、本市では平成16年度から野洲小学校、北野小学校、祇王小学校の3校に1名ずつ派遣をしております。それぞれの学校で教室へ入りにくい子、不登校、学校へ来にくい子と、大学生ですので一緒に遊んだりしながら、子どもの気持ちをほぐしていくようなところで大変効果は上がっております。来年度以降も県に派遣の要請を行うつもりはしております。

以上でございます。

議長（田中栄太郎君） 教育部長。

教育部長（南喜代志君） 奥村議員の再々質問につきましてお答えを申し上げたいと思っておりますが、その前に先ほどの答弁で不足する部分がございますので、補足させていただきますと思いますが、現在アレルギー対応として学校として問い合わせ、あるいは要望があった場合のみ、学校と相談いたしまして特別にアレルギー用献立表を配付いたしております。今年度特別に献立表を配付しておりますのは、野洲給食センターで4名、中主給食センターで2名ということになっています。野洲給食センターでは調理用の材料等が詳しく記載されました献立表にアレルギーの原因食品をチェックして、学校用と保護者用に2部配付いたしまして、その後の対応は学校と保護者でお願いをしております。また、原因食品が入っている料理をその日は食べない、あるいは加工食品など少量含まれる場合は食べても問題がないなど、個人によっては対応がさまざまでございます。しかし、アレルギー用の献立表を配付してほしいと給食センターに問い合わせがない場合でも、一般に配付している献立表を見ながら、原因食品を取り除いて食べる、あるいは原因食品が入った料理は食べないなどの対応をされているケースも多くあります。

それから、再々質問でご質問がございました修学旅行の件でございますが、過去に食物アレルギーを理由に参加できないといったような事例につきましては、今のところ報告は受けておりません。また、宿泊先の食事等、あるいは緊急時の連絡体制の件についてでございますが、あらかじめその宿泊先に依頼をしておきますと、献立等につきまして配慮していただいております。また、緊急時の対応、病院への、保護者への連絡体制につきましては、事前に十分にそうした体制を整えまして、就学旅行に臨んでおります。

以上、お答えといたします。

議長（田中栄太郎君） 暫時休憩します。

(午後2時06分 休憩)

(午後2時06分 再開)

議長(田中栄太郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育部次長。

教育部次長(常諾真教君) 申しわけございません。今、数字の資料を持ち合わせておりませんので、至急問い合わせでお答えさせていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

議長(田中栄太郎君) 次に、通告第6号、第6番、藤村洋二君。

6番(藤村洋二君) 6番、藤村でございます。今日は環境基本計画の進行管理についてお尋ねをしたいと思います。

協働のまちづくりを目指し、市民が中心のまちづくりの進展が進められようとしております。その1つとして、2007年4月から2017年3月までの野洲市の環境政策の具体的な展開を策定した野洲市環境基本計画が完成しました。この計画は、2004年に制定されました野洲市環境基本条例第8条、豊かな自然環境及び良好な環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として策定されたもので、2006年度に策定されました第1次野洲市総合計画ともリンクしたものとなっております。

近年、世界中で多くの自然災害が発生し、地球温暖化による気候変動が原因とも言われていますが、自然環境全体について私たちが生きていくのが困難になりかねない問題が生じており、この野洲市環境基本計画の策定と推進は、市並びに市民の責務と言えます。

基本計画は、ともすれば他市の計画と似たり寄ったりの金太郎あめの状況が多い中で、この野洲市環境基本計画は野洲市環境基本計画策定委員39名の方々が、33回にもわたる計画策定委員会、また視察研修、5回の中間発表会と、大変ご努力いただきました。そのことで野洲市の地方色、郷土色いっぱいの計画となっておりますし、3分野の課題、またビジョン解決のための24のプロジェクトを立ち上げようとされており、大いに評価しております。

この計画では、第3章推進と評価の仕組みもつくってあります。進行管理システムや年次行動計画、年次報告などフォローアップも万全になっておりますが、個々のプロジェクトの推進にも多くの市民、市行政の参加、またイニシアティブが必要となってまいりますので、現実に事業が動いてまいりますと、人的な面、また予算的な面で多くの問題が生じてくるのではないかと危惧しております。

今後の計画の推進、進行管理につきまして、市長の見解をお伺いします。8つお伺いします。

1、現在検討されております環境基本計画推進委員会の組織構成と役割について。

2、個別プロジェクト推進に対し、市の関わり方、また自治会の参画についてお伺いします。

3、個別プロジェクト推進に伴う利害関係の調整についてお伺いします。

4、個別プロジェクト以外に多くの市の取り組みがされていますが、個別プロジェクト外の市の取り組みと基本計画の位置付けについてお伺いします。

5、基本計画にございます指標と目標達成に向けた取り組みについてお伺いします。

6、基本計画推進と環境自治体会議での取り組み、特に環境自治体会議での共通目標などの整合性についてお伺いします。

7、基本計画推進と現在市が取り組んでいただいておりますISO14001についてお伺いしたいと思います。

8、基本計画推進に伴う市の体制についてお伺いします。

以上8点、よろしく願い申し上げます。

議長（田中栄太郎君） 環境経済部長。

環境経済部長（山田和広君） ただいまご質問のありました環境基本計画の進行管理につきまして回答いたします。

まず、1番目のご質問の環境基本計画推進委員会の組織構成と役割について回答いたします。

今年度当初に推進委員会の設立準備委員会を立ち上げ、組織構成、規約等について現在検討を行っているところです。組織構成としては、計画全体の推進管理を行う推進委員会と個別プロジェクトを実施するプロジェクト推進委員会を設ける予定です。推進委員会は各プロジェクト間の調整、進行管理、横断的に行うイベントなどの企画運営を行い、また個別プロジェクトの推進委員会は、それぞれのプロジェクトを現実化し、実施する役割分担を行う予定です。

続きまして、2番目のご質問であります個別プロジェクト推進に対する市の関わり方と自治会の参画について回答いたします。

基本計画の計画推進体制として、各個別プロジェクトの関係課で組織する庁内のワーキンググループを設置して、プロジェクトの実施の支援を行い、所管する施策、事業におい

て計画の推進を図ってまいります。また、より多くの自治会に参加いただけるよう、働きかけてまいります。

続きまして、3番目のご質問であります個別プロジェクト推進に伴う利害調整について回答いたします。

関係する多様な主体が計画の目指すべき目標についての合意形成を図ることは非常に重要であると考えております。そのため、各プロジェクトを段階的に進めることで合意形成や利害調整が円滑に進むよう工夫をしております。また、個別プロジェクトの実施においては、多くの人に参加していただくことや利害関係者に計画の趣旨を理解していただける取り組みを実施しております。

続きまして、4番目のご質問であります個別プロジェクト外の市の取り組みと基本計画の位置付けについて回答いたします。

現在、市で取り組んでいる基本計画で定めるプロジェクト以外の環境保全に関する事業につきましても、ごみの排出量の削減や地球温暖化の対策など、基本計画で定める目標を目指していますので、このような施策、事業においても基本計画の各指標の目標値を達成できるよう努力したいと考えております。

続きまして、5番目のご質問であります指標と目標達成に向けた取り組みについて回答いたします。

本計画に示すさまざまな施策、プロジェクトを確実に実行し、目標を達成していくためには、進捗状況を適時に確認しながら適切に対応していく必要があり、計画の進行管理においてはいわゆるPDCAサイクルを用い、各課題を解決し、改善しながら目標を目指してまいります。

続きまして、6番目の質問であります基本計画推進と環境自治体会議での取り組みの整合性について回答いたします。

環境自治体会議では、自治体が環境保全として取り組むべき9項目の共通目標を定めております。この共通目標に関連する個別プロジェクトを基本計画でも定めておりますので、計画の推進により共通目標を達成していくというふうに考えております。具体的には、共通目標の中の水環境、自然環境に関するものは基本計画の自然分野で、また地球環境、廃棄物・資源に関するものについては、主に基本計画のごみ・資源分野で、及び大気環境、環境学習につきましては、基本計画のまち・くらし分野のそれぞれの各個別プロジェクトにおいて課題と目標を定め、共通目標の達成を目指しております。また、その他基本計画

以外で取り組む共通目標としまして、有害物質については環境課で行う環境測定事業で、環境行政、住民参加といった共通目標については、庁内の総合的な施策、事業を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、7番目のご質問であります基本計画推進とISO14001について回答いたします。

基本計画は多様な主体が多様な環境の課題について取り組むことになるため、計画に基づいて決定した取り組み事項は、ISOの環境側面として特定し、環境に影響を及ぼす事業の環境保全項目として管理し、評価を行います。

最後に、8番目のご質問であります基本計画推進に伴う市の体制について回答いたします。

この件につきましては、基本計画の中でも推進体制の項目において庁内の推進体制を定めております。その内容としましては、庁内推進組織は環境基本計画に基づく施策事業の基本方針や重要事項について庁内の関係課で、これは仮称でございますが、環境基本計画推進ワーキンググループを組織し、各部間の相互の連絡調整を行い、本計画に関連して行う各施策、事業の総合的、計画的、かつ効果的な執行を図ってまいります。また、全庁的な本計画の進行管理については、環境マネジメントシステムを円滑に推進するための庁内の調整・審議機関であります環境管理本部会議の審議事項に位置付けて、進行管理をしてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（田中栄太郎君） 藤村洋二君。

6番（藤村洋二君） 今、8つの項目につきましてお答えをいただきましたので、また8つにつきまして個々に再度質問をしていきたいというふうに思っております。

まず1ですが、現在設立準備会を立ち上げて検討していただいております。それぞれのプロジェクトを実現して実施しようということになりますと、個別のプロジェクトにも多くの市民や市民活動団体の皆さんの参加、ご協力が必要になってくるというふうに思っています。この基本法の計画の20ページを見ますと、自分たちが感じる地域の問題という中では、地球温暖化に関心が低く、理解者が少ないという現状を記しておられますし、24ページでは、環境活動がなかなか広がらない、環境活動がばらばらに行われている、一時の活動や特定の人だけに限られるというふうに24ページには書いてありまして、この実態でいきますと、本当に協力をいただける方というのは少ない。限られているというふ

うに思いますし、同時に幾つもの課題に取り組んでいくということについては非常に厳しいのではないかなというふうに思っております。

そこで、プロジェクトが24ありますが、この24のプロジェクトを推進する推進委員会を個別に設けるということでおっしゃいましたが、プロジェクトごとに設けられるのかどうか。また事務局体制というものをきちっとしないことには推進委員会は円滑に運用できないというふうに思いますが、先ほど仮称ワーキンググループということもおっしゃいまして、このワーキンググループにはそれぞれの担当課から多分担当者が出てくるのだろうというふうに思いますが、事務局が、このワーキンググループに出ている課がやってなおかつこれを事務局として、それぞれのプロジェクトの推進委員会の事務局としてやりますよという事務分掌化をするのかどうか。この辺についてお伺いしたいと思います。

それと、設立準備委員会、今ご論議をいただいておりますが、このスケジュールをお知らせさせていただきたいと思っております。

次に、2番目であります。自治会の参画につきまして、やはりできるだけ多くのプロジェクトが自治会の皆さん方の参画によって実施されるようお願いしたいと思います。自治会と市民活動団体というのは、この前からのまちづくり基本条例のときにもいろいろ考えておりましたが、やはり大きな違いがあって、お互いが野洲市のまちづくりの中で縦系、横系になって野洲市をよいまちにしていこうということが必要だなと思っております。

自治会というのは、自治会、町内会、地区会というように基本的に全住民で構成する一定範囲の同じ地域に住む人たちで構成されておりますし、団体の場合は地域単位にとらわれずに目的に賛同した人たちで構成する、入会、退会については比較的自由的な組織であります。活動領域につきましては、自治会の場合には地域に関わり共通課題の解決のための活動が多い。全体的な活動をしますし、団体の場合には福祉とか環境保全など特定のテーマにこだわった活動が多いと思っております。自治会の特性は、やはり一番大事なことは活動の継続性が高いと思っておりますし、社会的な信用、自治会が取り組んでいるということになると高くなります。また、行政との関係も密接であります。団体の場合には、自発的な集まりでありまして、活動の自由度が非常に高いということでもございますので、このようなことから考えますと、プロジェクトを推進する場合には、先ほども申し上げましたように、団体の皆さん方、そして自治会と一緒にあって連携しながらプロジェクトの推進を図るべきというふうに考えております。その参加方法につきましては、今準備会でご検討いただいておりますので、自治会の皆さん方にもこれ以上仕事をふやすのかというような

ことも出てくるかも知れませんが、ぜひ自治会も入っていただいて指導的な役割を果たすような役目をしていただきたいという要望、これは設立準備会に伝えていただきたいと思います。

次に3番目であります、利害調整です。回答をいただいたのはそのとおりで、いずれにいたしましても段階的にやっていく、いろいろとご理解を高めながら進めていかなければならないと思っているのですが、まち・くらし部会の活動のナンバー2に、バス利用大作戦というのがございます。バス利用大作戦の目的というのは公共交通の利用促進、効果としては環境負荷の低減ということでありまして、当然これはみんなが環境負荷を低減していかなければならないという認識は持っているわけでありまして。

環境自治体会議に入っておられます京都府の八幡市、これは後ほどお話をいたしますが、L A S - Eという環境自治体会議の1つの環境スタンダードに取り組んでおられるところでありまして、ここで2003年4月から独自のマネジメントを構築していこうということで、L A S - Eに取り組んでこられて、その結果について監査をされました。この監査結果の中で、職員さんが通勤時の環境配慮であるノーマイカーの実施、これが監査の中では徹底されていないと。これは第1ステージ、一番簡単なステージなのですけれども、そういう結果が出ておりまして、また実施されている職員さんの方も、意識としてはあるけれども、なかなか実現していくということが難しいということをおっしゃっているわけです。

本来、職員さんの場合ですと、通勤費が出ます。また、市役所に行きましたら、民間の場合ですとどうしても私用車を使って自分の会社の仕事をするというケースも多いのですけれども、もう完全に公用車でお仕事をされていると。通勤手当ももらっているということで、本来なら簡単にシフトをするのですけれども、そういう環境自治体会議に入っていて、先導的にやっているところでさえ、なかなか進んでいかない。これはやはり通勤の時間の問題とか残業して帰ったときに公共交通がないと。こういうふうな話になってきたなかなか進んでいかないわけですね。こういうふうには、利便という利益を害していく部分というのは環境を守っていくときにあるわけで、本当に理解していただいている職員さんの場合でも、このように考えると利便性を優先するというようなことで実施できないということがございますので、これから環境問題を考えていくのに、やはり納税者という立場で考えていくと、市民が環境問題に対して自分を犠牲にしていかなければならないという部分ができてきますので、その辺非常に難しい問題が出てくるというふうに思います。

それで、今申し上げましたように、この野洲市の場合、ノーカー運動をもし実施したら、実際にこういう職員さんの間ではいろんな問題が起きてくる。これをどのような形で利害調整しながらもう一步プロジェクトを進めていくのかというようなことをお考えいただければ、今のお考えの段階でいいのでご答弁をいただきたいと思います。

次、4番目ですが、プロジェクトの他の事業として、現在野洲市地域省エネルギービジョンとして、楽々エコトライに取り組んでおられます。楽々エコトライは、18年2月に野洲市地域省エネルギービジョンということでこのような冊子が出されておりました、この中の20ページには、2010年(平成22年)には二酸化炭素を20%削減するという目標があります。また一方、野洲市基本計画では総合計画にリンクいたしましたので、平成25年度に20%削減、32年度に25%削減ということになっておりますので、若干その辺が違うのですが、楽々エコトライは基本的にはこの野洲市環境基本計画を上位計画として運営するというのもこの楽々エコトライの報告書に書いておりますので、再計画と報告の差というものを、後からつくったのでいろいろ問題があるでしょうが、ご報告をいただきたい。

それと、楽々エコトライの参加人員ですが、1年間の節約費用と合わせて自治会、団体、事業所、自治会、団体につきましては費用を、そしてそれが実際にワット数がどれだけになったのか、それと実際に2010年までに20%削減するという目標を立てられてこれを進められてきたのですから、今年1年間では何%削減できたか。この数値についてもお伺いしたいと思っています。

それと、本年は6月15日に締め切りになっておりました、現在まだ募集中であります、現在の申し込み人数は何人になっているか。それと、これは3年間の事業ということになっています。私はやはりこういう問題はホップ・ステップ・ジャンプということで3年間取り組んでいくというのが大事だと思っておりますが、自治会の書類を見ますと、2年目の人、去年やった人はもうお金を払いませんよというような形になっておまして、原則3年間というのが、単年度、単年度で人をかえていくとなると、何もせずに終わってしまって2年目、3年目の成果というものが出てこないと思いますので、3年原則というのなら3年間なのかどうかということについてお伺いしたい。

それと、モニター料であります、31ページに、私も全然知らなくて申しわけなかったのですが、このモニター料の支給によりグループの活動資金が確保できるとなっております。グループというのは、福祉のグループもあれば本を読むグループ、いろんなグループ

があるのに、このエコトライに参加したその参加費用がグループの活動資金になるというのは、これはおかしいのと違うかなと思います。財政課長、この点について支出の目的が合わないのではないかと思うのですが、ご答弁をいただきたいと思います。

次、5番目ですが、基本計画は指標、目標を取り組みとした形にはなっていないと思うのです。やはりプロジェクトを一つひとつ、24を誠実に実行していった結果が、指標が減り、目標に近付いていくということになってくると思いますので、このPDCAサイクルを誰かが回しながら、プロジェクトの方向を常にチェックをしていくということが必要だというふうに思いますので、このことをプロジェクトの委員会がするのか、市がやるのか。どこがやるのかということについてお答えをいただきたいと思います。

それと、計画の31ページなのですが、指標の中に家庭消費エネルギー、化石燃料の減少ということで、平成32年度にはこの表が25%削減ということになっているのですが、実際に家庭でのガソリンとか商業、業務のガソリンとかの数値が出ていない。ガソリンの削減量というのは、私もガソリンそのものが野洲で入れるのか、それとも野洲を走ったらいいのか、いろんなことがあってガソリンの計算は難しいなというふうに思って、どのようにされているかと思ったら、もともとガソリンが家庭とか商業、業務には入っていない。今現在、やはりこういう燃料関係については、産業とか運輸とか、その辺は若干落ちていけるけれども、商業、業務についてはなかなか落ちてこないというような状況があるというふうに思っていますので、ここが平成22年度の基礎の中に入っていないと、20%CO₂削減という目標が絵にかいたもちになってくるのではないかというふうに思っていますので、この辺どのように検討していくのか、お考えをお尋ねしたいと思います。

6番目ですが、環境自治体会議であります。計画の28ページに、環境自治体会議への加入という欄がありまして、環境自治体会議は自治体の首長が呼びかけ人となり、やさしさとゆとりが結ぶ都市農村ネットワーク協会とアースディ日本・東京連絡所が協力して、平成4年から開催されています。目的は、環境自治体のあり方に関心を持つ地方公共団体の長を中心として、その議員、職員などが市民や研究者と共に環境政策全般について討論や研究、交流をすることです。野洲は平成9年に加盟して13年5月には琵琶湖会議が野洲町と新旭で開かれたというふうを書いておりまして、ここに書いている議員も一緒に交流をしていくということなのですが、私ども、野洲市の方から環境自治体会議に行ったということとか予算をつくったということは、予算は認めていますけれども、実態についてご報告を、議員として、していただいていないですね。現実に琵琶湖会議、同時開

催されました新旭町、今、高島市として多くの環境への取り組みもされておりますし、野洲では地域通貨のすまいるを発行されました。実際に太陽光発電をふやしていくために寄附をたくさん出してくれということは、非常にこれは難しいけれども、地域通貨を発行してその付加価値で太陽光発電をどんどんふやしていくということは、これは非常にすばらしい発想で、知恵者がいるなど、すごいなということで私もそれは評価をしているのですが、しかし実態としてなかなかふえていない。今、3カ所ですか、最近マイアミの艇庫の上に付けられたというふうに聞いておりますが、なかなかこういう問題が大きくなっていないということで、野洲市の取り組みが本当に上滑りをしている部分があるのではないかと思います。今後、この環境自治体会議、もう平成9年から加盟しておられますので長いのですが、どのような取り組みを行おうとされているのか、その思いを聞かせて下さい。

ちょっと時間がなくなりまして、7番目、ISOの14001ですが、17年10月1日の野洲市長、山崎市長のサイン入りの環境方針、これは私どもの会派の部屋にも張らせていただいておりますので、見せていただいておりますが、ISOに対する具体的な報告というのは聞いておりません。ISO14001の実態についてご報告をいただきたい。

次に、環境自治体会議では、ISOにかわるものとして自治体のための環境政策の新しい基準、目安としてLAS-E、先ほど申しました環境自治体スタンダードが制定されておりまして、これにつきましては、ISOとの違いがかなり明確であります。

ISOの場合には、どちらかといいますと、一生懸命やる自治体も一生懸命やらない自治体も、目標をつくっていったらそれはその自治体が到達したところが一定の評価があるのですけれども、この辺がLAS-Eの場合には環境自治体で取り組みをした場合、それぞれのステージがあって、そのよその自治体との比較をしていくというようなことができますので、一定の横とのつながりという部分が見えてきます。それと、経費の問題ですが、ISOの場合には認証取得に数百万円用意しまして、毎年の維持審査にその3分の1、3年ごとの更新審査に3分の2の費用が要ります。さらに、研修やコンサルタント費用を含めると、非常に多くの費用が要ります。このLAS-Eの場合ですと、判定コンサルティング、研修費用など合わせて50万から70万程度、以降ほぼ同額の費用で済みますし、効率性につきましては、ISOと違って書類をどうしてもつくらなければならないということではありませんので、事務量の軽減が可能であります。効果につきましては、先ほど申し上げたように環境自治体基準の中で重視されている住民との協働について高い効果が期待されてきますし、ISOの場合は目標設定を低くした場合には認証取得しても効果が

わかりにくいというようなことになってまいりますので、そういう意味では、こういうものの導入についても、1つのことではないかなというふうに思います。17年3月16日に、この環境自治体会議の事務局の中口先生がこの野洲市を訪れられまして、政策推進課の3名の方が対応されておるといふふうに聞かせていただいておりますので、どのようなお話をされていたか。それと、LAS-E導入についてのお話を聞かせていただきたいと、思います。

続きまして、8番目ですが、庁内の管理体制ですが、78ページを見ますと庁内の管理体制が出ておりまして、この管理体制の中には環境管理本部が事務局政策推進課となっております。ところが、プロジェクト一つひとつ見ましても、政策推進課とどこにもプロジェクトに入っていない。現実に実態を知らないところが事務局をするというのはおかしいのと違うかというふうに思います。現在、政策推進、環境課の2本立ての環境行政については、これはおかしいのではないかということで、一昨年12月議会でお話をさせていただきましたところ、市は政策については政策推進課、管理課題については環境課ということをお話しされました。それなら、楽々エコトライは実際政策でなく、今もう環境課題になっているのと違うかと。その辺についてもう一度お尋ねをしたいと思います。

それと、この環境基本計画のごみ・資源分野のナンバー1、みんなで進める環境学習、まち・暮らし分野ナンバー6の環境共育支援ネットやす、これについて、政策推進課は一切関わらずに、これはもう環境課を中心とした対応をしていくのだなということをお尋ねしたい。環境学習が一番大事で、それをやることによって環境の意識が高まって行って、自らが行動するというようになってくるので、今の基本計画を読んでいると、政策推進課はタッチしないということなので、このとおり聞かせていただいたらいいのかどうかお尋ねします。

それから、2頭立ての矛盾ですが、基本計画につきまして予算は70万です。ところが、楽々エコトライについては1人500円の1,000人50万、その上になおかつ自治会お一人500円、これは活性化補助金の中から出して、それが幾らになるか最終的に締めてみないと結果はわからないというようなことでありますので、やはり2頭立てをしているというのは、予算一つでもおかしい出方をしているのではないかなというふうに思っておりますので、その辺も含めてもう一度お聞かせいただきたいと、思います。

議長（田中栄太郎君） 暫時休憩します。

（午後2時43分 休憩）

(午後3時05分 再開)

議長(田中栄太郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

環境経済部長。

環境経済部長(山田和広君) 再質問に対しましてご回答いたします。

まず1点目、各プロジェクトへの市民参加等を例に挙げられながら、その推進についてどうしていくのかということをございました。これについては、まさに議員の質問の冒頭にございました協働のまちづくりということが当たるのではないかと考えております。現にNPOを中心でやっているところもございますし、市の本来業務として取り組んでいるところもございます。事務局につきましては、それぞれのプロジェクトの適するところがやっていくというふうに考えてございます。例えば、業務としてやる場合には、私ども市の方の担当課が担当していくということになってくるかと思っておりますので、個別に事務局を定めて進めていくということになっていくかと思っております。

それから、2点目の自治会の参加でございますけれども、これについても団体、自治会、それぞれの特徴を生かしての参加ということをおっしゃいましたが、まさにそのとおりだと考えてございますので、特に自治会につきましては各プロジェクトについての説明会等々を行うなど、推進員が中心になって進めていくのですが、そういった活動を行いながら自治会の参加を進めていきたいというふうに考えてございます。

それから、利害調整の話でございますけれども、環境関係、確かに教条的に一律でやっていくというのは難しい問題が多々ございます。その中で、ノーカーダーの徹底を例に挙げて質問があったかと思っておりますが、私どもはノーカーダーの取り組み等々を進めていきたいと考えておりますけれども、先ほどのお答えの中でもさせていただきましたが、段階的に進めていく中のメリット、デメリット、それから課題、利点といったものをきちんと把握しながら調整をしていくということをおっしゃりたいと考えてございます。例えば、ノーカーダーにつきましては、早速ではございますが、職員の方で試行的にやっていきたいと考えてございまして、これも準備に入っております。

5番目の各プロジェクトの実施につきまして、どこがPDCAを回していくのかというようなお話があったかと思っております。これにつきましても、確かにこういった事務的な作業を回していくということは、行政の得意なところだというふうに考えておりますので、担当する庁内の関係課、先ほど申しました言い方をすると事務局というものを各プロジェクトごとに置いていきますけれども、例えば里山でしたら農政課というふうに決めてござい

まして、そういったところでP D C Aサイクルを見直していき、全体の総括は環境課で管理を行っていくという形で進めていきたいというふうに考えてございます。

それから、省エネルギービジョンの表について、家庭、事業所関係が入っていないというご指摘をいただきました。これにつきましては、やはり入れるべきではないかという議論等あったところでございますけれども、残念ながら今回の計画では入れていくには至っておりません。私どもとしましては、次に地球温暖化対策の計画をすぐ検討を進めてまいりたいと思っておりますけれども、既にこれは県の方である程度計画をつくっていらっしゃいますが、その中ではご指摘のとおり事業所とか家庭についても目標を定めるということと動かれているということもありますので、それを踏まえて検討を進めてまいりたいと考えております。

それから、環境基本計画と省エネビジョン、それから新エネルギービジョンの各CO₂削減の取り組みの整合性はどうなっているのかというご指摘がございました。これについては、おわびを申し上げないといけないのですけれども、環境基本計画の、先ほどご指摘のあったページで平成25年というふうに書いてございますが、これは平成22年の間違いでございますので、訂正させていただきます。それで、環境基本計画では平成22年にCO₂20%削減というのを掲げております。これにつきましては、省エネビジョンの取り組みの10%削減、新エネルギービジョンの10%削減というものを合わせて20%削減、それからその延長として平成32年度には25%削減という形で目標を掲げさせていただいております。

それから、環境自治体会議の活動についてでございますけれども、環境自治体会議については、ご指摘のとおり旧野洲町では平成9年の加入でございますして、平成13年5月には第9回環境自治体会議琵琶湖会議を旧新旭町と合同で開催してございます。その中で、脱20世紀文明宣言というのを採択しておりまして、それ以来省エネ施策事業等を推進してきたところでございます。

この活動について議会の方に報告がないではないかというご指摘がありました。これにつきましても、日常の業務でございますので、すべてということではなく、必要があれば適宜報告させていただきたいと考えてございます。

それから、庁内の管理体制の中で、政策推進と環境課の方で分担についてのご質問がございました。環境課の方で、例えば環境学習等を担当しているということがございました。これについては、確かに管理課題、施策課題という分け方で仕切っておるつもりでございます。

まずけれども、これまで取りかかってきた経緯というのもございますので、環境学習につきましては、教育委員会とか他のところと連携しながら、また各いろんな活動団体からの求めに応じてやってきたということもございまして、環境課で担当させていただいております。これについては、ごみとかいろいろな苦情発生のところから、いろいろな要望も多かったということもございますので、引き続き環境課で対応してまいりたいと考えているところでございます。

私の方からは、以上で回答とさせていただきます。

議長（田中栄太郎君） 政策推進部長。

政策推進部長（山中清嗣君） 藤村議員の再質問にお答えさせていただきます。

ただいま環境経済部長の方からお答えを申したのですが、若干私どもで所管している部分についてお答えをさせていただきます。

まず、4点目の楽々エコトライについての昨年の実績、また今年度の今現在の申し込み状況等でございますけれども、18年度におきましては、まず自治体関係でございますけれども、16自治会で217名の方の取り組み、そして市民活動団体で19団体、500名の方、そして企業では10社、231名、合計で45団体、948名の方が楽々エコトライに取り組みをいただきまして、実績を出していただきまして、認定を行いました。

そして、今年度、議員が言われたように今現在募集中でございます。締め切りが15日でございますので、まだ集約はできていないのですけれども、6月11日現在の参加者数、自治会で17、市民活動団体で1,108、そして事業所で134で、今現在のところ参加者数としては2,259でございます。締め切りがまだ来ておりませんので、途中でございまして、昨年の申し込みとの重複等についてのチェックはまだできておりません。

そしてもう一点、楽々エコトライにつきまして、昨年、先ほど言いましたように全体で45団体、全体で948の方が取り組みをいただきまして、どれくらいCO₂が削減できたか実績数値についてのお尋ねがございまして、私どもの方といたしましては、今現在野洲版の地域ISOとして位置付けておりまして、数値的な把握よりも、すそ野を広げていく、それぞれ取り組みは各自で行っていただいて広げていただくという、昨年から行っているわけでございますけれども、今現在その広がりを求めているというところで、それぞれ大まかな形で個々に取り組んでいただいた項目によって、一定の数値は出るわけでございまして、全体の集計は行っておりません。

そして、環境管理本部の事務局が政策推進課はおかしいのではないかというご指摘でござ

ございますが、環境管理本部につきましては、ISOの取り組みの中で事務局を位置付けております。ISOの推進については、事務を政策推進課が担当しているということで、事務局が政策推進課ということになっております。

そしてまた、環境自治体会議におけるLAS-Eと私どもが取り組んでおりますISO14001とのことについてご意見を賜ったわけでございますけれども、既にご承知のように、私どもは旧野洲町のと時からISOに取り組みをしております。そして、環境自治体会議の方でLAS-Eの取り組みがなされていることも承知をしております。現実、実態を申しますと、全国の自治体でISOで認証取得をやっている自治体は441自治体でございます。そして、LAS-Eの方の認証取得をされているのが、今年の5月現在でございますが、全国で8自治体ということでございます。今のところ、私どもの方で環境自治体でのLAS-Eの取り組みにISOからかえるということは考えておりません。1つは、LAS-Eにつきましては、自治体での取り組みということになりますし、ISOの取り組みにつきましては、特に本市におきましては世界を舞台に活動する企業が多く、そのほとんどの企業が世界に通用する国際規格であるISOの認証を受けているということで、そういった企業との連携を深めていくために、当面の方向としまして市としてはISOを進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

そして、環境自治体会議の中口さんが来られてどういう話であったのかということでございますが、このLAS-Eに取り組んでいただきたいという話で見えておられます。

そしてまた、環境への取り組みが政策推進課と環境課という2頭立てではおかしいではないかというような、組織統合的な整理を図ってはどうかということでございますが、これも先ほど議員が言われたように、昨年の本会議で議員が質問されまして、その当時にご回答させていただいておりますけれども、政策推進課におきましては、一つは本市におきましては人権、環境、協働と、今回のまちづくり基本条例でも提案させていただいているように、人権、環境、協働をまちづくりの柱としております。中でも、環境における中心軸、政策的にはエネルギーを位置付けております。人と自然の共生を野洲モデルとして発信し、地球環境保全に貢献してまいりたいと考えております。こういう中で、エネルギー政策を政策課題として今現在政策推進課で扱っております。ある意味では、今現在エネルギー政策の仕組みづくりを政策推進課で検討しているということで、仕組みが一定でき上がってきまして、それぞれ施策に取り組む原課で取り組んでいただくと。過去の例におきましては、まず最初にこのエネルギーの問題に、旧野洲町でございますけれども取り

組んで、平成7年が廃食油の燃料化の問題、そして平成10年に太陽光発電の補助、これらの2点につきましては、既に仕組みはできたということで、現在担当課の方で担っているという形です。

今回の楽々エコトライにつきましても、やはり前にもご質問がありましてお答えしましたように、大体一定3年の目処を、この省エネルギービジョンの中のリーディングプロジェクトとして、政策で進めてまいりたいということを考えております。そういうことで、地域ぐるみの一つのシステムとしまして、地域版ISOが一定仕組みとして成立いたしましたら、またそれぞれの課で取り組んでいくという形を考えております。

そして、ISOの取り組みの状況についてのご質問でございますが、今現在新市になりまして、旧野洲町でISOを認証取得しまして、新市になりまして市としての更新を受けました。そして、昨年更新審査を受けました。そういう中で、取り組みを進めております。

大体の内容でございますが、月1回環境管理本部会議を開催いたしまして、それぞれの問題点、またそこで確認し、この中でマネジメント能力の向上に取り組んでおります。特に、環境管理本部会議は、それぞれ部門の責任者ということで、各部長が当たっております。また、それを補佐するという形で、昨年度からでございますが、今年度より一層明確にしたわけでございますけれども、各部のマネージャーが省エネ部分については担っていくという形の分担等も行いながら、トータル的に進めております。そして、月1回の管理本部会議を開催し、それぞれ部門の環境管理責任者としての責任と役割の認識と継続的な改善ということで、ISOに取り組む意識の向上に努めております。そして、それぞれの部門におきましては、著しい環境の側面ということで、環境保全項目を設定し、またエコライフにおけるそれぞれの項目についても設定して、PDCAのサイクルで点検し、努めているという形でございます。

とにかく、このISOにつきましては、先ほども議員が言われましたように、一つの環境マネジメントの習得ということで、それぞれが目標設定をして達成していくという形に取り組んでおりますので、よろしくお願いたします。

そして、先ほど環境経済部長が申しましたけれども、省エネの取り組みの一つとして、今年度新たに、試行でございますけれども、6月から8月にノーマーカーデーの取り組みを行うということが新たに今年度環境管理本部会議で決定し、取り組みを進めようとしております。

以上でございます。

議長（田中栄太郎君） 暫時休憩します。

（午後3時25分 休憩）

（午後3時25分 再開）

議長（田中栄太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

市長（山崎甚右衛門君） どうも環境自治体会議に若干こだわりをお持ちのようでございますので。結論から申し上げます、議員が行ってはいかんとは誰も申し上げておりませんので、よその市町村は議員さんもお見えになったところもございまして、いろんな団体の皆さんがお見えになっておりますので。ただ、報告をしないではないかということなのですが、報告の義務があるのかなのか、もうちょっと勉強しますけれども、私は大体全国的な会議はたくさん出ておりますから、帰ったら必ず報告しないといけないのか、その辺もございまして、ちょっと研究させて下さい。

強いて言うなら、環境自治体会議は、先ほども出ていますように、2001年に旧野洲町と新旭町で開催いたしました。その当時は、やはりエネルギー問題が主でございまして、今になりますと、地球温暖化の問題、CO₂の削減の問題に焦点が変わってきている。こういってございまして、内容を報告すると自慢話になるのですね。ということは、野洲市は先輩なのです。

第9回の環境自治体会議を開催した。私らが行くとき、またこれもおかしな言い方ですが、コメンテーターとしてやはりいろんな話をせよということですね。だから、仕組みは14分科会がございまして、私が14分科会で割り当てを受けまして、私たちが進める地球温暖化対策ということで話をされました。話題の提供者は5名おいでになるのですが、そのうちのコーディネーターは坂田という、近畿大学の経済学部の総合経済研究政策科の先生でございまして、野洲市からうちの学校へ来ているのを私が担当していますという話がありました。親しみやすい仲になりまして、そして先ほど出ていましたように、京都府の八幡市の話が出ておったのですが、話題提供者の中に平岡さんという、非常に心安くしてもらっている人なのですが、京都府の地球温暖化防止活動センターの職員さんでございまして、京都府下のそれぞれの公共団体を指導されている方なのですが、そこでおっしゃるには、やはり地球温暖化の問題は環境という施策、先ほど山中部長も申し上げましたけれども、政策と施策があるのですね。だから、施策については環境課で条例をつくり何をつくり規制、指導していかなければいけない。だから、政策、政治の「政」です。こ

れは先ほども申しましたように仕組みづくり、あるいはまちの行政の課題として取り上げるべき基本となるものを政策と。

平岡さんがおっしゃるのには、京都府下の実態は環境課が地球温暖化の問題を議論せよと言えども依然として進まない。そうかといって総務課に任せても総務課では進まない。だからそれはどうしたらいいのですかということになったのですが、私はそこで答えたのが、やはり政策関係は政策推進課なるものをつくって、そこで仕組みをつくって、まち全体に、あるいは市民の皆さんの理解を得ないといけないのではないかと、そんなような話をしてやってきたのですが、報告をしなかったことは悪いのですが、きちっと市役所内部には報告をしていますよ。課長以上が集まった6月1日の会議にきちっとこのことは報告しております。こういう状況であったということは報告しておりますので。環境自治体会議に行きますと、滋賀県ではこの他に東近江市が加入されておりますが、非常に勉強にもなりますし、お互いの連携が図れるということでございます。

もう一つ、時間がないのですが、今年は特に全体会議で近江八幡市の前の市長さんの川端五兵衛さんがお見えになりまして、「詩情あふれるついの住み家」と。これはあの方の行政の理念にされていますね。まちづくりについてずっと今までの取り組みの報告をなさいます、印象に残ったのはやはり八幡堀ですか、あれを地元では埋めて駐車場にしよう。いや、それはあかんと。もともと水郷のまちとしてあったものだから、八幡堀は残そうと。あるいは津田干拓、あそこの農家を全部埋めて田んぼにしようと言ったときに私は反対して、あれだけ残したと。だから今、水郷のまちとして自然環境を受けたのですね、国の。そういうお話をされまして、非常に内容の重い話を聞かせていただきました。

こういうことが行われるのが環境自治体会議でございまして、今年は愛媛県の内子町、松山市から大体高速道路で40分ぐらいかかるのですね。だから京都から野洲の距離ぐらいを松山から離れている。大分山奥です。人口も少ないのですが、かなり古いまちで、町並み保存もされているところでもございまして、まちの隅には芝居小屋が建ってまして、なかなか悠長な古いまちでもございまして、そういうところに会議に行ってきたのでご報告を申し上げておきます。

以上でございます。

議長（田中栄太郎君） 環境経済部長。

環境経済部長（山田和広君） 答弁漏れがありましたようですので、追加してお答えとさせていただきます。

まず、事務分掌として位置付けるのかということでございました。これは個別プロジェクトのことだと思えますけれども、当然仕事として取り組む場合には必要に応じて位置付けていきたいと思っております。ただ、喫緊にすぐに位置付けないといけないものがあるかと言われると、今のところまずこの間にこれを位置付けるというふうに具体的に考えているものはございません。

それから、設立準備委員会でございますけれども、これにつきましては役員については5月1日付、一般委員については6月15日付で委嘱を行う予定としてございます。今後の予定といたしましては、今年の11月を目処に推進委員会の組織構成、規約、運営方法を決めていきたいと。それから、先ほど来出ておりますが、自治会、市民団体等に向けて参加の募集を行いまして、多くの方に推進委員会に集っていただきたいと考えてございます。その後、今年度内に推進委員会の設立総会を開催していくというスケジュールで考えてございます。

以上でお答えとさせていただきます。

議長（田中栄太郎君） 政策推進部長。

政策推進部長（山中清嗣君） 藤村議員の、先ほど漏れましたご指摘がありました点について、私どもの方で追加をいたします。

モニター料の500円でございますが、これは先ほども申しましたように、1年間その年度を取り組んでいただきまして、その結果をこちらへ出していただいて点検して、1年間を通じた活動に対して、認証取得証を交付して、参加1人、1世帯でございますけれども、500円ということで交付させていただきます。昨年度については、市民団体の関係について、当初予算がありませんでしたので、ロータリークラブにお願いいたしまして、ロータリークラブがその活動を位置付けていただきまして、そのご協力により市民団体については交付させていただきました。今年度も同じくまた協力いただける団体にはお願いに上がって、そういう中で今年は取り組みの状況も大きくなってきますので、当初予算でモニター料として50万計上させていただいておると。70万につきましては、環境基本計画の推進のための組織の補助金ということで伺っております。

以上でございます。

議長（田中栄太郎君） 暫時休憩します。

（午後3時36分 休憩）

（午後3時39分 再開）

議長（田中栄太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

政策推進部長。

政策推進部長（山中清嗣君） 先ほどもお答えいたしましたように、昨年度はロータリークラブの寄附によってお支払いしたのですが、あくまでモニター料でございます。ただ、市長が申しますように、それはそのモニター料を市民活動の促進と環境保全で取り組まれることについては、やはりその趣旨に基づいているということで進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

以上、お答えといたします。

議長（田中栄太郎君） 藤村洋二君。

6番（藤村洋二君） 環境自治体会議にこだわっているのではなくて、市長はさっきおっしゃったように、私のところのまちは環境については進んでいる、よその模範になっているという中で、現実はこのまちの状況を見て、よそに対して市民みんなが模範になっているまちですという誇りを持って対応できるところまで進んでいないのと違うかということが一番言っているのです。だから、今のISOの問題につきましても、LAS-Eにしても、これはどちらがいいということではなく、環境自治体会議に入っているのなら、やっぱり環境自治体会議の本当に指導的なまちとして、率先してまちづくりの中にもっともっと環境問題を組み入れていくということを市民自らがわかるような取り組みをしていかないといけないのと違うかなと思うのです。ISOにつきましてもう一度聞きますが、現実に関心ある活動にとどまっているのではないかという思いがしますので、この辺についてお願いしたいと思います。

いずれにいたしましても、私どもはこの基本計画が、自分がどれほど今まで環境をいじめてきて、自分自身が環境を悪くしてきたかということをも自分が納得しながら、市民の皆さん方にも知っていただいて、その下敷きになるシステムをつくっていったのは環境基本計画だというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

議長（田中栄太郎君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） コメンテーターとして申し上げたのは、第9回の環境自治体会議を開催していただきまして、それ以来野洲市民の環境に対する思い、認識は非常に高く上がっております。取り組みをいただいております。事業所としてISOを認証取得して、事業所だけで満足してはいけないのだと、我々は行政という二面性を持っているのだと。だから、私は絶えず申し上げていますように、我が幼稚園のISOはこれだと、小学

校はこれだ、中学校はこれ、我が家のISOはこれ、我々の地域はこれ、そこまで市民の皆さんに取り組んでいただきたいとやっているのが楽々エコトライの出発点ですから、それともう一つ申し上げたのは、今議会で議論をいただいておりますまちづくり基本条例の中に、環境権を入れた。これを申し上げました。皆から拍手をいただきました。憲法にもない環境権を条例に入れた。これだけでもう拍手喝采でした。そういうことでございますので、野洲市の環境についての思いは議会をはじめ、皆さんに非常に高く認識をいただいているということを報告できると思います。

それと、ISOもそうなのですが、やっぱり市民みんなが地球の温暖化、先ほど2025年と言った、それでエコだと言って、国のことは言わない方がいいな、言っておられるのですが、そういうことで市民一人ひとりが次の世代に、美しいきれいな地球が生き続けるような取り組みを、大きなことはできなくても小さいことから生活の中で一つひとつ取り組んでいく。こういうことが基本ではないかと、こんなふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（田中栄太郎君） 次に、通告第7号、第8番、西本俊吉君。

8番（西本俊吉君） 8番、西本俊吉です。私は今回2つの課題について質問を展開してまいりたいと思います。

最初に、大規模小売店店舗イオンの市内進出に関してお尋ねします。

合併前の3年前、工業団地にと造成した事業が、工場誘致が困難となり、商業のイオン誘致計画が持ち上がりました。その後、建設する乙窪連合自治会、吉地、西河原、そして商業関係者等に対して、野洲市の方から説明会等がなされ、今日に至っております。

遅れていました建設工事も着工の運びとなり、年内にオープンすると聞いております。

さて、2年前の説明会の場で市民に約束されました地元自治会、行政機関、業者からなる野洲市大規模小売店舗出店連絡協議会が設けられ、諸問題について協議されておりますが、その経過について市民にはその中身が全く知らされておりません。隣接する地域の住民は、この開店後の交通量、夜間の騒音、青少年の環境問題、治安などについて一抹の不安を抱いている状況です。対策委員会で協議が進んでいる内容、また今後検討されていく課題についての説明を求めたいと思います。

また、説明会の場では、車の進入方法について説明がありました。しかし、近隣の交通弱者に対する説明はなかったと記憶しております。そこで、私は特に地元の方々が自転車

や歩いて、そしてお年寄りが車いすに乗って買い物に行かれたり、子どもたちの通園、通学の行き帰り、公園へ遊びに行くことなどを想定すると、全体で16メートル、車道幅で約10メートルの道路を横断することは大変危険だと考えます。通勤の行き帰りの車や商業車だけではなく、買い物客の車で今後相当通行量も増大します。

今から2年前、吉地市営住宅近くの野洲マイアミ線の幹線道路において、電動車いすで横断中のお年寄りが交通事故により死亡されるという痛ましい事故も起こっております。吉地市営住宅前の横断歩道に、交通弱者を守る対策として、さらなる安全設備、特に信号機を設置する必要があるかと思いますが、その計画があるのかどうかお伺いします。ちなみに、地元吉地自治会にお尋ねしましたところ、以前より要望が出されているとのお話がありました。このことも参考をお願いしていただけたらと思います。

また、錦の里団地の中央出入口付近には横断歩道すらありません。ちょうど錦の里団地西側の今度進出する店舗から外れたところに1本の横断歩道がある程度です。このことを考えたときに、錦の里の皆さんや乙窪の皆さん、あるいは地域住民の皆さんが車以外で買い物に行かれるとき、どうしても出入口付近に横断歩道並びに安全設備としての信号も合わせて吉地に対すると同様の施策が必要になってくるのではないかと考えます。市としての考えについてお伺いいたします。

次に、学童保育所に関して伺います。

私の記憶では、滋賀県内に無認可とはいえ学童保育所ができてからもう40年以上になるろうかと思えます。国においては、今から10年前になるろうかと思えますけれども、児童福祉法の中に学童保育が位置付けられました。

学童保育に通う子どもたちは、昼間家に帰っても「お帰り」と迎えてくれる親がいません。学童保育に「ただいま」と帰ってきて、そこで毎日を過ごしています。学童保育は、家庭の場にかわる生活の場であります。家庭と同じような居心地が保障されるのが本来ではないでしょうか。

それには、適当な施設や児童数等の規模、そしてそれに見合った指導員の配置等、それぞれの基準が必要であります。しかし、これに対する現在最低となる一つの基準というものも定まっていないように感じます。また、市は全体に他のいろんな機関に対する補助金よりも、何かしらここに対しては対策的に補助金も少ないように感じております。

野洲市において、昨年まで6カ所あったわけですが、本年4月から2カ所増設され、その努力は感じます。そこで、これからの課題として、子育て支援の一環として学童

保育に関する今後の市のビジョン、方向についてお伺いいたしたいと思います。

第2点目に、学年による受け入れ制限。非常に需要が多いということで、現在も既に待機児童がたくさんおられるように聞いております。そのことが原因なのか、例えば同じ子どもが高学年を迎えたとき、受け入れの中断が起こる可能性が多いように聞いております。これらに対する対策、そういうものについてのお答えをいただきたいと思います。

また、子どもを指導される職員の確保、いわば身分保障も含めていろいろ大変だと聞いております。現在、市の単価を徐々に引き上げつつありますけれども、いわばオーガナイザーというのですか、いわゆる自治体での関連性のある職域として働く皆さんにとっては、まだまだ十分とは言えません。一方で、財政面の切り詰めから、子どものおやつ代の捻出にも苦労されている実態も聞いています。このように厳しい運営を少しでも改善する方向での、今後の市の努力を求めて質問とします。

議長（田中栄太郎君） 環境経済部長。

環境経済部長（山田和広君） ただいま西本議員のご質問にお答えいたします。

まず、野洲市大規模小売店舗出店連絡協議会での協議状況についてご回答申し上げます。

当連絡協議会は、イオン株式会社の出店に関連して発生する問題や想定される課題を協議する組織でありまして、周辺の4自治会と行政、イオンから構成されています。

検討中の課題といたしましては、後ほど詳細を述べますが、交通問題や青少年対策、工事期間中の安全対策などがあります。そのうち交通問題といたしましては、交通量の増加による渋滞の発生や、それに伴う生活用道路の抜け道化、安全対策の充実が挙げられます。

これらの対策としましては、各方面からの自動車を混雑なく収容するための来店ルートの周知や、団地内進入禁止の立て看板の設置、さらには混雑時の交通誘導員を各出入り口に配置される計画がございます。

ご質問いただいた吉地地先及び乙窪地先の交差点への信号機設置につきましては、市といたしましても交差点における安全対策として信号機の設置は効果的であると考えておりますので、地元自治会からの信号機の設置要望を受けて、市から守山警察署に信号機の設置を要望しているところでございます。信号機の設置は、周辺の交通状況等を勘案して、全県的な見地から判断されるため、要望をしてはおりますが、実現には至っていないのが現状であります。今後におきましても、信号機設置の実現に向け、引き続き要望してまいりたいと考えます。

また、横断歩道につきましても、信号機の要望と合わせて要望を続けていきたいと考え

ております。

以上でお答えとさせていただきます。

議長（田中栄太郎君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（田中正二君） それでは、西本議員の学童保育に関します今後の市としての方針についてお答えをさせていただきます。

学童保育所は、保護者が労働等により昼間家庭にいない、保育に欠ける小学生の児童に対し、放課後等に適切な遊び及び生活の場を提供するためのものがございます。夫婦共働き家庭等の増加に伴い、子育てをしていく上での大きな役割を担っております。その重要性はますます高くなってきていると認識をしております。そこで、本市では、平成19年度から6カ所の学童保育所に加え、2カ所の学童保育所を新たに開設し、先ほど言いました480名から530名の定員増を図ったところでございます。

待機児童の解消に関しましては、現在、野洲市放課後子どもプラン運営委員会で協議をしております。本年度は学校の長期休暇中に放課後（季節）子ども教室として、待機児童の解消を図ることとしております。さらに、平成20年度以降についても、関係課で調整すると共に、運営委員会で協議していきたいと考えております。

次に、2点目の学齢による受け入れ制限、例えば同じ子どもが高学年を迎えるときに受け入れの中断をすることが起こる可能性があるかというご質問についてでございますが、本市の学童保育所の入所申し込みは、単年度での申し込み形態としており、定員を超えた応募があった場合は、その必要度合いに応じて点数化して、優先順位を付け、学年による点数の違いを持たせていることから、入所対象児童は1年から6年までとしておりますが、学年により次年度は優先順位が低くなり、待機となる場合があります。なお、近隣の市の状況としましては、対象児童は1年から3年までの児童となっております。

本市におきましても同様の考え方で、1年から3年は学童保育で、4年から6年は放課後子ども教室で、それぞれ放課後の居場所の確保に努めてまいりたいと考えております。

3点目の予算の配分等の問題でございます。野洲市の学童保育所は、指定管理制度によりまして、野洲市社会福祉協議会に指定管理委託しており、その用途は指定管理者にゆだねているところでございます。また、指定管理委託料の予算としましては、事業実施に見合う適正な額を見積もったものであると判断しているところでありますが、今後とも運営の安定が図れるよう、野洲市社会福祉協議会と協議を行っていきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（田中栄太郎君） 西本俊吉君。

8番（西本俊吉君） 質問通告に従って用意されたご答弁をいただいておりますので、私の言わんとするところは基本的にはご理解いただき、そして、今後についても努力していくということで、そういうところで一応答弁としては受け取れるのですけれども、少なくともやっぱり時代の波というのですか、そういうことによっていろんな施策、またそれに伴う市の環境もいろいろ変わってまいります、これからも。そういう意味におきまして、やはり予防というのですか、大きな事故が起こってから信号ではなくて、十分、私も45年間プロのハンドルを持っていました。そういうところから考えられるのは、あそこは非常に危ないという判断を持っておりますので、そういう意味で予防、市民に対する安心、安全、その確立のためには後手に回らない行政をぜひともこの安全対策の問題についてはお願いしておきたいと思っております。

さらに、学童保育につきましてですけれども、指定管理が一つの大きなポイントになってこようかと思っておりますけれども、財政難ということで、指定管理を受けている、今ここでいきますと社会福祉協議会になるわけですが、それらとの予算折衝の中で、実際厳しい状況があるかということも聞いております。そういうところで一例を申し上げたら、予算書を見たらわかる分野なのですけれども、例えば学童保育所に対する給食費、18年度は約200万、それが今年度はたしか140万そこそこだったと思うのです。児童数は50人ふえております。単価にしますと、児童1人当たり一回80円ぐらいの予算が60円ぐらいまで減額されているということになります。

現場の先生方、いろいろ聞いておりますと、子どもたちにも安心して安全な補食というのですか、おやつ等を与えたいという気持ちがあっても、これだけ何してくると大変だという思いで、おやつ代を捻出、うまく生かすのが大変だということにも聞いております。また、現在、職員さんが全部で59名おられるように聞いておりますけれども、その身分たるや嘱託職員が30名、臨時職員が29名、雇用環境におきますと非常に低位に置かれていると。嘱託職員というのは、本来その職の能力を十分有しておられてということが原則になって、言うならばその特性を生かして雇用していくというのが原則なのですけれども、今日的には賃金構造的にいいますと、低位に置いておこうという一つの手段としてこれらが用いられているのではないかというふうにすら感じます。

本市におきまして、現在若干の底上げが図られ、月額においてもわずかとはいえ向上はしているのですけれども、雇用関係そのもの全般に、やはり4年、5年、6年、ずっと生

涯を通して働ける、そういう一般的な職場というは何ですけれども、なかなか長きにわたる勤務が実際上困難だというような状態での雇用基準ですので、その辺は徐々にさらなる改善を求めたいなと思います。

また、この質問に先立ち、私も幾つかの施設を見てまいりました。特に、今年度開園されました保育所において、私は幾つか疑問に感じたことがあります。それは、緊急的に開設されているということであれば理解できないわけでもないのですが、そこには消火器が1本もありません。非常警報装置もありません。テレビにはアンテナがつながっておりません。そして、びっくりしたのは、そこがたまたまオフィスの跡ということで、蛍光灯がはだか状態ですので、どうしてあるかといいますと、その蛍光灯にプラスチック製の衣装ケースの身、それをただ天井に打ちつける、球の付いたままの蛍光灯のカバーが付いているというようなありさまです。

もう少し、緊急性があるのオープンかもわかりませんが、やはり施設管理全体、先ほど最初の質問でも申し上げましたように、せめてこれぐらいはという基準をつくる必要があるのではないのでしょうか。そして、それぞれの学童保育所、子どもたちの行く時間に行きますと、50名ぐらいの1つの単位で見ましたときに、大体幼稚園ぐらいの1教室に50名ほど入っているような状況です。その中には、やはり静かに読書したい子どもから、あるいは卓球をしたいとか、いろんなニーズもあります。施設面ではまだまだ窮屈だなという感じも持っております。その辺についての今後、例えば必要なところには次期本会議において補正を組んでも何とか緊急の部分だけでも改善していくという方向性をお持ちではないか、お伺いしておきます。

以上です。

議長（田中栄太郎君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（田中正二君） 学童保育所に関します再質問にお答えをさせていただきます。

雇用の部分の改善等、また緊急に要する施設改善等にまたがります諸課題を質問いただきまして、この緊急性につきましては、我々も現場を見ながらその対応に苦慮しているところでございます。

そういった中で、先ほど指定管理委託料で積算根拠をきちっと作りながら協議をし、予算対応をしているところでございます。指定管理委託料は、ご承知のように平成18年度は1億3,212万7,000円、19年度は1億4,012万3,000円で、人件

費は1億1,831万5,000円、またおやつ代は1,075万9,000円で、先ほど言われましたように、1人70円の回数分で予算を見させてもらっております。また、光熱費につきましても328万5,000円、また教養娯楽費212万円、事故等の保険代120万が主な委託料になっています。これも積算で過去の実績、そういうものを計算しまして、指定管理料の中で協議が調い、指定管理を務めているところでございます。人件費等につきましても、過去のいろんな改善を施しまして、嘱託職員の指導員の賃金も見させてもらっています。

そういったことで、いろいろ、事業所によっては格差がある施設でもありますけれども、一応これが妥当な数字ではないのかなと思っています。よりよい改善をお互いにまた社会福祉協議会とも協議させていただきまして、改善できるところは早急に改善しながら、子どもの視点に立った学童保育所運営になりますよう、今後も力を注いでいきたいと思しますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

回答とさせていただきます。

議長（田中栄太郎君） 西本俊吉君。

8番（西本俊吉君） 再々質問ですので、余りくどくどと言うつもりはございません。とにかく、私が一見しましてここはひどいなと感じた施設、そこにつきましては、やはり改善につきまして徐々にとか緩やかなテンポでなしに、早急に対応するという前向きなお答えをできればいただきたいなと。

それと、幾つかの施設を歩いているときに、現場の指導員の方からいろいろ声を聞いたのですけれども、特にこの夏場、これはちょっと不規則発言になるかもわかりませんが、小学校等の近くにそれぞれの学童があります。そして、夏場のすし詰め状態の教室で一日という時間帯、子どもたちは大変な思いを持つというのですか、非常に一日が過していくという環境もあります。そういうところで、ぜひともご協議いただいて、小学校の体育館はもう既にも書いているところなのですけれども、できましたら、水遊びのできるプールを、安全策を講じながら一定時間学童保育所にも使えるような方法を講じていただけたらいいのではないかなと思います。特に、学童保育所が市のバスを使っての郊外学習というのですか、それは年に3回に限られているので、そのうち2回使ったらあとは春秋、そういうようなときにちょっと出るぐらいしかできないと。できたら他の方法でということになるのですけれども、経費的に相当大変で、B Gのプールなり市の温水プールなり、そういうところに行くのが大変だから、できたらせめて、小学生の競技会があります

ね。その練習中、水質の安全な期間だけでも何とかそういう学校プールも使えるように要望してほしいという声も、これは聞いておりますので、あわせて私からお願いして、私の質問を終わります。

議長（田中栄太郎君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（田中正二君） 西本議員の再々質問にお答えさせていただきます。

指定管理者でございます野洲市の社会福祉協議会と十分に協議をさせていただきまして、今言われましたプールの問題と早急な改善の必要な施設の問題、そういうものを至急に会議を持ちまして、管理者であります社会福祉協議会と十分な協議をし、早急に対応できるように努力は図っていきたいと、このように考えております。

ご回答とさせていただきます。

議長（田中栄太郎君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにとどめ、延会いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（田中栄太郎君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明13日は午前9時より本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて延会いたします。（午後4時13分 延会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成19年6月12日

野洲市議会議長 田 中 栄太郎

署 名 議 員 小 菅 六 雄

署 名 議 員 鈴 木 市 朗